

第 2 期香川県子どもの貧困対策推進計画における  
指標の状況 及び 施策の実施状況について

令和6年 12 月  
香 川 県

# 目 次

1	子どもの貧困を取り巻く現状（最新データ）	1
2	子どもの貧困に関する指標の状況	10
3	令和5年度子どもの貧困対策に係る施策実施状況	15
4	令和6年度子どもの貧困対策に係る関係事業	33

# 1 子どもの貧困を取り巻く現状（最新データ）

下線部及び  は、記載を更新した箇所

## I 子どもの貧困に関する現状

### （1）子どもの貧困率について

子どもの貧困率とは、17歳以下の子どもの全体に占める貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子どもの割合をいいます。

2022年国民生活基礎調査では、2021（令和3）年の我が国の子どもの貧困率は11.5%と前回調査から2.5%改善しています。厚生労働省は、母親の就業率が伸び、特に正規雇用で働く割合が拡大したことにより、児童のいる世帯の所得が増えたことが要因とみています。

また、2022年国民生活基礎調査では、2021（令和3）年の子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）の貧困率は、大人が2人以上の世帯の場合が8.6%であるのに対し、大人が1人の世帯の貧困率は44.5%と高く、2019年全国計構造調査（旧全国消費実態調査）においても同様に、大人2人以上の世帯の貧困率が6.7%に対し、大人1人の世帯では53.4%と高くなっています。このように、ひとり親家庭など大人1人で子どもを養育している家庭が、特に経済的に困窮している実態がうかがえます。

貧困率の推移（全国）

新基準

	2000 (H12)	2003 (H15)	2006 (H18)	2009 (H21)	2012 (H24)	2015 (H27)	2018 (H30)	新基準	2021 (R3)
	相対的貧困率(%)	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7
子どもの貧困率(%)	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
子どもがいる現役世帯の貧困率(%)	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が1人(%)	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5
大人が2人以上(%)	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6
貧困線(万円)	137	130	127	125	122	122	127	124	127

厚生労働省「国民生活基礎調査」

	1999 (H11)	2004 (H16)	2009 (H21)	2014 (H26)	2019 (R1)	新基準
	相対的貧困率(%)	9.1	9.5	10.1	9.9	9.5
子どもの相対的貧困率(%)	9.2	9.7	9.9	7.9	8.3	10.3
類型別世帯						
大人1人と子ども(%)	62.7	59.0	62.0	47.7	53.9	53.4
大人2人以上と子ども(%)	7.5	7.8	7.5	6.6	6.5	6.7
貧困線(万円)	156	145	135	132	139	135

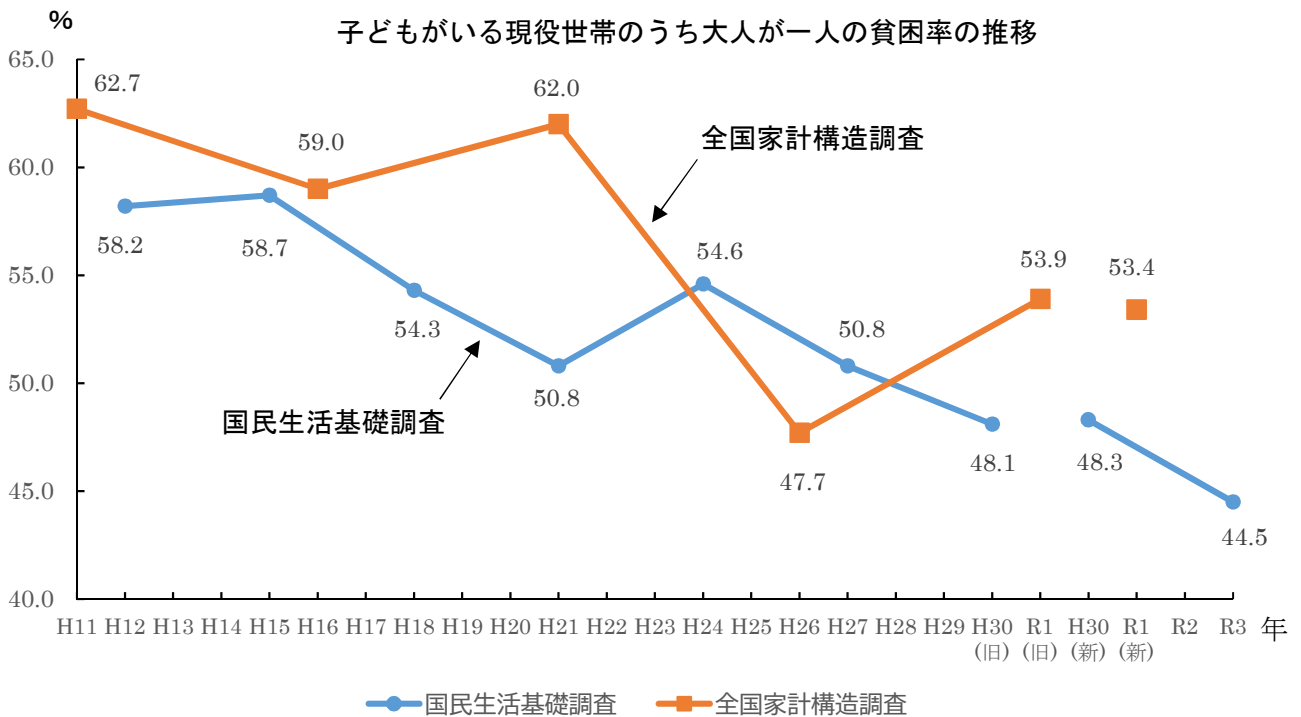
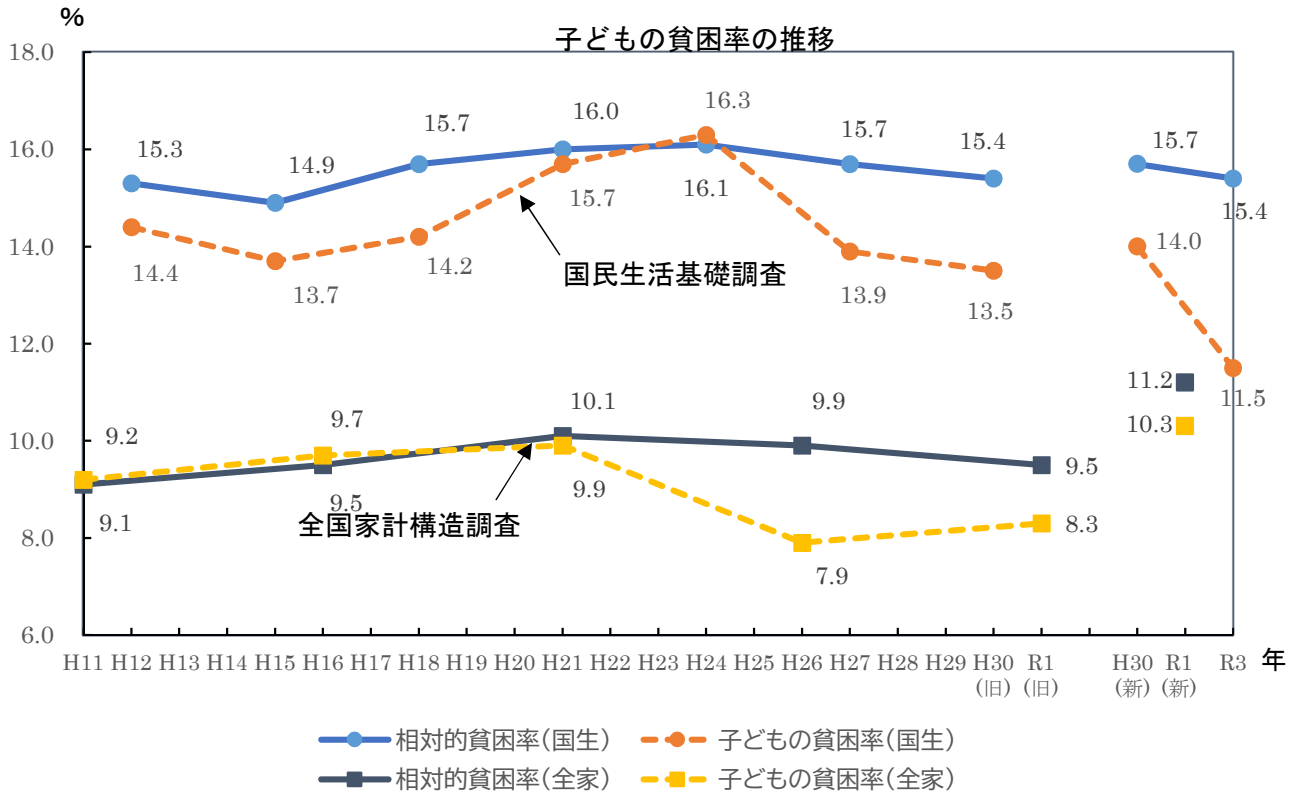
総務省「全国計構造調査（旧全国消費実態調査）」

※相対的貧困率：等価可処分所得が貧困線に満たない世帯員の割合

※子どもがいる現役世帯の貧困率：現役世帯に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合

※大人とは18歳以上の者、子どもは17歳以下の者をいう。

※2018（H30）年の新基準：2015（H27）に改定されたOECDの所得定義の新たな基準（従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金・個人年金等の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの）



## (2) 生活保護世帯について

本県の生活保護世帯数は8,000世帯を超えており、生活保護世帯の子どもの数は、令和5年度は816人です。香川県全体の子どもの数に占める生活保護世帯における子どもの割合は、令和5年度は6.2%となっています。

被保護世帯数等の推移（香川県）

年度		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
被保護世帯数		8,374	8,302	8,262	8,263	8,201	8,193	8,274	8,286	8,262
被保護世帯人員(人)		11,103	10,785	10,585	10,505	10,353	10,235	10,208	10,177	10,045
保護率(%)		11.37	11.09	10.94	10.92	10.83	10.78	10.83	10.90	10.85
生活保護世帯における子どもの数(人)・割合(%)	0～5歳	311	254	243	223	232	235	203	192	<u>181</u>
	6～11歳	468	405	367	344	309	284	273	257	<u>260</u>
	12～14歳	307	259	252	255	232	196	181	175	<u>167</u>
	15～17歳	304	279	226	254	235	241	228	217	<u>208</u>
	合計	1,390	1,197	1,088	1,076	1,008	956	885	841	<u>816</u>
	割合	9.2	8.0	7.4	7.4	7.1	6.8	6.4	6.3	<u>6.2</u>

香川県健康福祉総務課「香川県生活保護速報（年度平均）」、厚生労働省「被保護者調査」

※被保護世帯数、被保護世帯人員及び保護率は、各年度の「香川県生活保護速報（年度平均）」の数値

※生活保護世帯における子どもの数は、各年7月末日現在の数値

生活保護世帯における子どもの割合の分母は、各年10月1日現在の香川県全体の子どもの数（17歳以下の人数）

※生活保護世帯における子どもの数・割合の二重下線部は、厚生労働省「被保護者調査」（月次調査）の数値を基に集計した速報値

厚生労働省「被保護者調査」（年次調査）の公表に伴い、確定値へと変更

※「‰（パーミル）」は、千分率を表す単位。1‰=1/1000=0.1%

## (3) 社会的養育を要する児童について

経済困窮等により保護者による適切な養育が受けられない場合は、児童養護施設や里親家庭等において養育が行われます。これらの施設等で養育が行われている児童数は、過去数年は170～200人程度で推移しています。

児童養護施設等（児童養護施設、乳児院）措置児童数（県外施設を含む）は、令和5年度は141人となっています。また、里親等（里親、ファミリーホーム）委託児童数は、令和5年度は41人となっています。養護相談の発生要因は、虐待、家族環境が多くなっています。

施設入所・里親委託の状況（香川県）

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
乳児院(人)	21	17	22	18	20	19	18	19	13
児童養護施設(人)	133	123	123	113	127	138	125	117	128
里親委託(人) (ファミリーホーム委託を含む)	41	42	44	40	39	51	43	36	41
計	195	182	189	171	186	208	186	172	182

※各年度3月末日現在の数値

厚生労働省「福祉行政報告例」

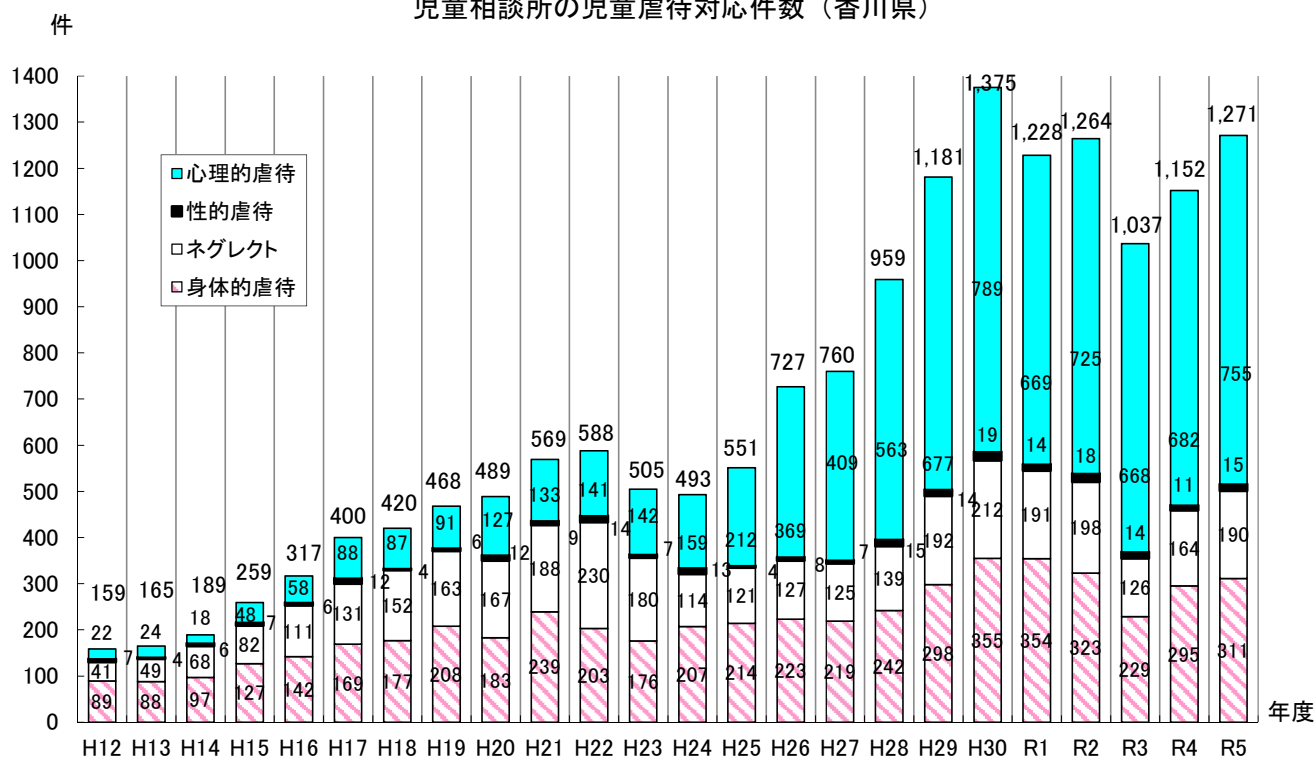
### 養護相談の発生要因と対応状況

発生要因 対応状況・年度		保護者の 家出	保護者の 死亡	離婚	保護者の 傷病	虐待	家族 環境	その他	計
		児童福祉施設 に入所(人)	H30	1	1		5	33	13
	R元	3			3	46	16	6	74
	R2				1	32	14	5	52
	R3		2			19	19	4	44
	R4	2	5		1	27	23	2	60
	R5				3	35	16	4	58
里親委託(人)	H30				1	4	7	2	14
	R元	1			1	5	5		12
	R2			1		13	6	9	29
	R3		1	1		3	6		11
	R4					3	2	6	11
	R5				1	9	11	1	22

※発生要因は施設入所・里親委託時点のもの

厚生労働省「福祉行政報告例」

### 児童相談所の児童虐待対応件数（香川県）



香川県子ども家庭課

#### (4) 生活保護世帯・児童養護施設の子どもの進学率・就職率について

中学校卒業者の高等学校等進学率は県全体で 98.8%となっており、ほとんどの子どもは高等学校などに進学します。高等学校等卒業者の大学等進学率は 58.4%、就職率は 15.8%です。

生活保護世帯及び児童養護施設の子どもの高等学校等進学率および大学等進学率は、県全体と比べると低くなっています。

中学校・高等学校等卒業後の進学率・就職率（香川県・全国）

	香川県（令和5年度）			全国（令和5年度）		
		生活保護世帯	児童養護施設		生活保護世帯	児童養護施設
<b>中学校卒業後</b>						
高等学校等進学率(%)	98.8	85.2	91.7	98.7	92.5	未公表
		進学児童数：46人 対象児童数：54人	進学児童数：11人 対象児童数：12人			
就職率(%)	0.3	0.0	8.3	0.2	1.3	未公表
		就職児童数：0人 対象児童数：54人	就職児童数：1人 対象児童数：12人			
<b>高等学校等卒業後</b>						
大学等進学率(%)	58.4	44.0	50.0	60.8	42.9	未公表
		進学児童数：33人 対象児童数：75人	進学児童数：2人 対象児童数：4人			
就職率(%)	15.8	41.3	50.0	14.2	39.1	未公表
		就職児童数：31人 対象児童数：75人	就職児童数：2人 対象児童数：4人			

文部科学省「学校基本調査報告書」、厚生労働省社会・援護局保護課、香川県健康福祉総務課、子ども家庭課

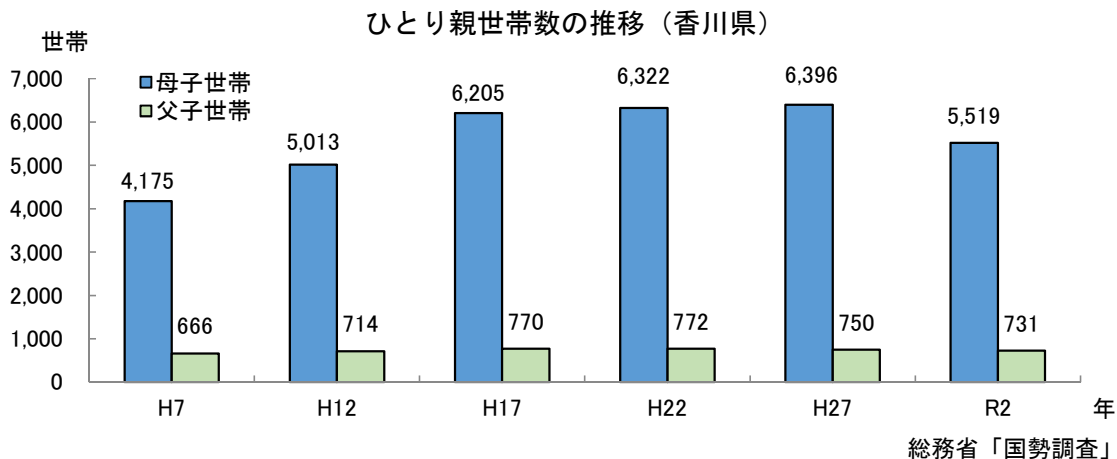
※全体の数値は、全国、香川県ともに令和5年3月時点

生活保護世帯の数値は、全国、香川県ともに令和5年4月1日現在

## (5) ひとり親家庭について

### ① ひとり親世帯数の推移

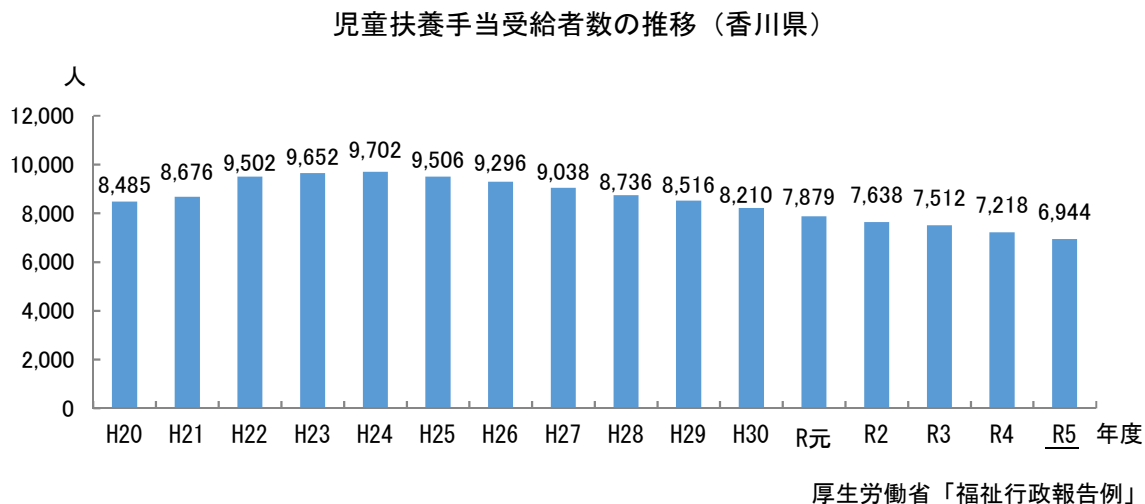
本県の母子世帯数は、令和2年は5,519世帯（総世帯数の1.36%）となっており、この25年間で32%増となっています。また、父子世帯も、令和2年は731世帯（総世帯数の0.18%）となっており、この25年間で10%増となっています。



※ひとり親家庭（世帯）：配偶者のいない女子または配偶者のいない男子とその扶養を受けている児童（満20歳未満であって、未婚の者）で構成されている家庭

### ② 児童扶養手当受給者数の推移

本県の児童扶養手当受給者数は平成22年度に9,000人を超え、平成24年度に9,702人とピークを迎えた後、減少しており、本県の児童扶養手当受給者数は、令和5年度には6,944人となっています。



※平成22年6月に児童扶養手当法が一部改正され、平成22年8月分から父子家庭にも支給開始

### ③ ひとり親家庭の就業状況

ひとり親家庭の就業率は、令和2年国勢調査によれば、母子世帯が86.7%、父子世帯が88.9%で、ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合は、母子世帯が54.1%、父子世帯が73.9%です。

また、令和5年度香川県ひとり親世帯等実態調査においては、ひとり親になった当時と調査時



点の常用雇用の割合を比較すると、母子世帯は24.6%増加した一方で、父子世帯は5.1%減少しています。

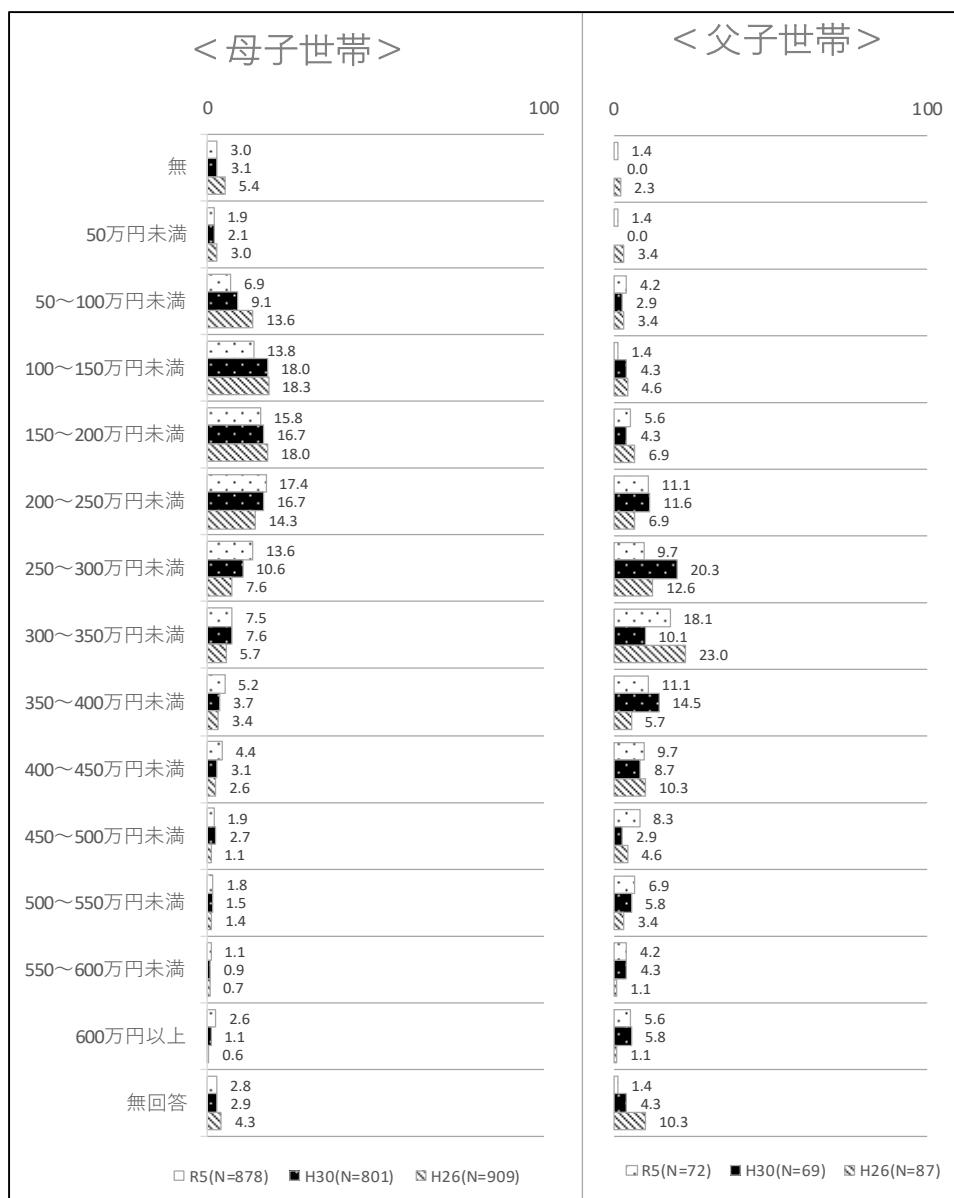
#### ④ ひとり親家庭の世帯収入

令和5年度調査によると、母子世帯の年収は、「200万円から250万円未満」が17.4%で最も多く、次いで「150万円から200万円未満」が15.8%、「100万円から150万円未満」が13.8%であり、「200万円未満」の世帯が全体の41.4%を占めています。

また、父子世帯の年収は、「300万円から350万円未満」が18.1%で最も多く、次いで「200万円から250万円未満」、「350万円から400万円未満」がともに11.1%であり、「400万円未満」の世帯が全体の64.0%を占めています。

現在の生活状況として、母子世帯の72.5%、父子世帯の69.4%が「やや苦しい」または「苦しい」と考えています。

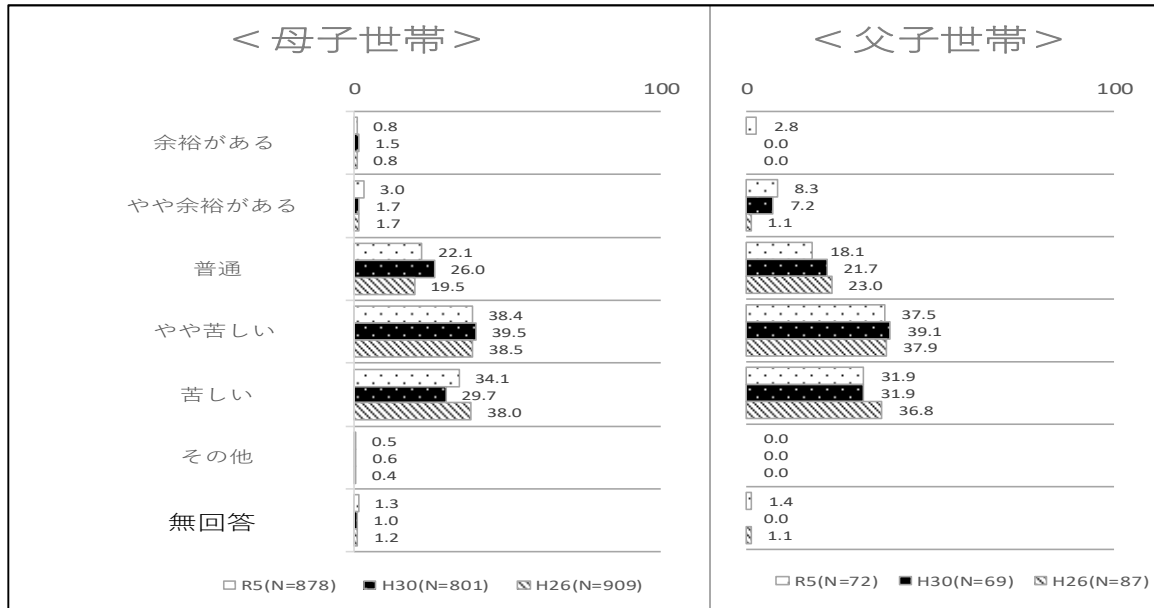
#### ひとり親家庭の世帯収入



グラフ単位：(%)

「香川県ひとり親世帯等実態調査」(令和5年8月1日)

## ひとり親家庭の生活状況

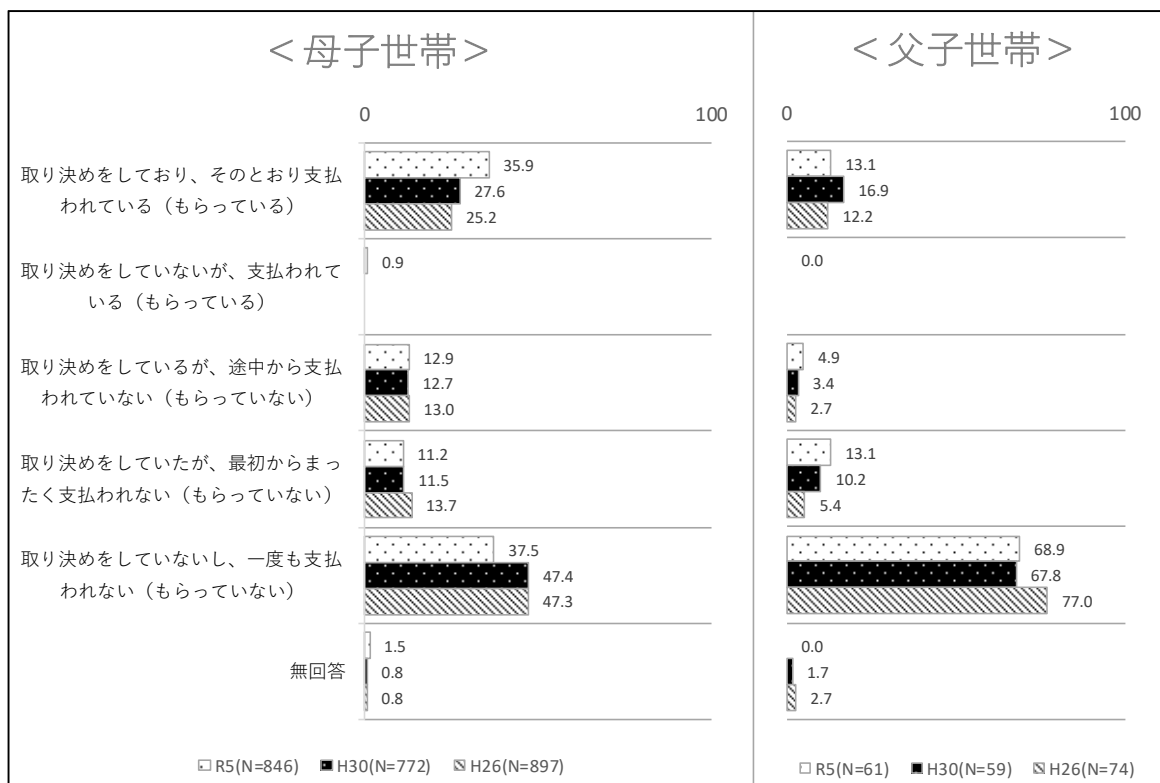


グラフ単位：(%)  
「香川県ひとり親世帯等実態調査」(令和5年8月1日)

### ⑤ ひとり親家庭の養育費の取り決めの状況

令和5年度調査によると、母子世帯では、「取り決めをしていないし、一度も支払われていない」が37.5%で最も多く、次いで「取り決めをしており、そのとおり支払われている」が35.9%となっています。

父子世帯においても、「取り決めをしていないし、一度も支払われていない」が68.9%で最も多くなっています。



グラフ単位：(%)  
「香川県ひとり親世帯等実態調査」(令和5年8月1日)

## (6) 就学援助を受けている子どもについて

就学援助を受けた児童生徒の数は、令和4年度は10,260人で全児童生徒数に占める割合は14.40%であり、平成21年度の11.97%から上昇しています。

年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26
就学援助を受けた児童生徒数（人）	香川県	9,943	10,304	10,637	10,818	10,783	10,739
	全 国	1,488,113	1,551,083	1,567,831	1,514,515	1,552,023	1,495,485
就学援助率（%）	香川県	11.97	12.55	13.00	13.50	13.31	13.58
	全 国	14.51	15.28	15.58	15.42	15.64	15.39

年度		H27	H28	H29	H30	R 元	R2
就学援助を受けた児童生徒数（人）	香川県	10,851	10,498	10,627	10,813	10,631	10,246
	全 国	1,466,134	1,432,018	1,407,088	1,374,977	1,343,602	1,324,739
就学援助率（%）	香川県	13.88	13.64	13.98	14.44	14.36	14.05
	全 国	15.23	15.04	14.92	14.72	14.52	14.42

年度		R3	R4
就学援助を受けた児童生徒数（人）	香川県	10,226	10,260
	全 国	1,298,315	1,257,303
就学援助率（%）	香川県	14.16	14.40
	全 国	14.22	13.90

文部科学省「就学援助実施状況調査」

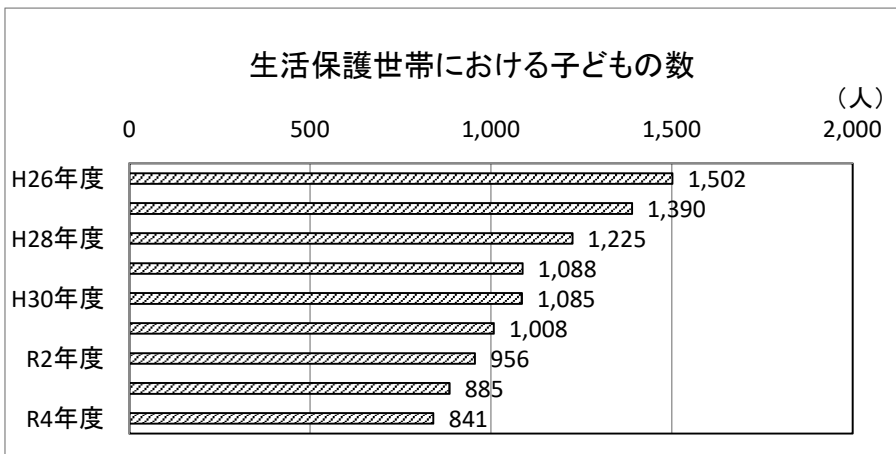
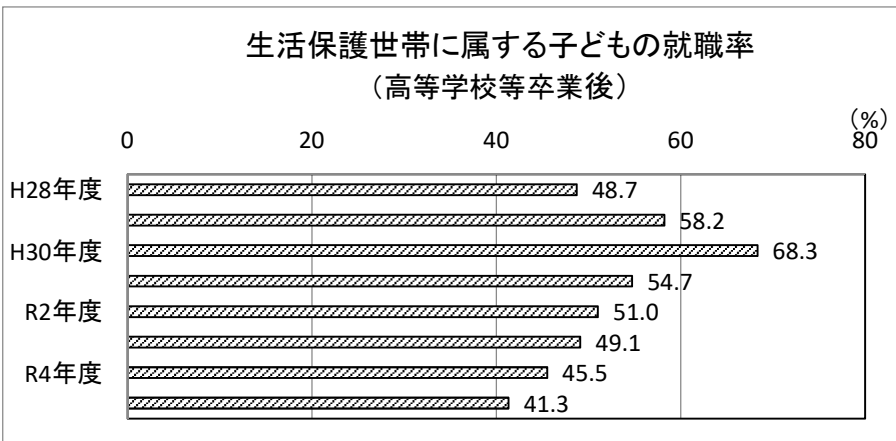
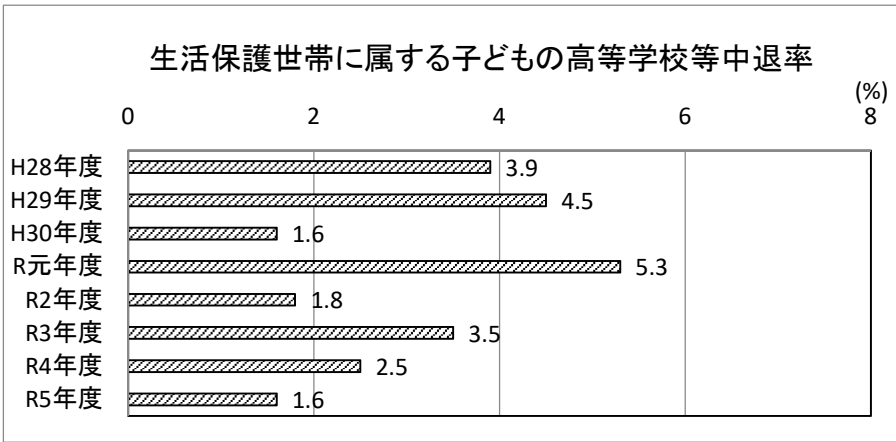
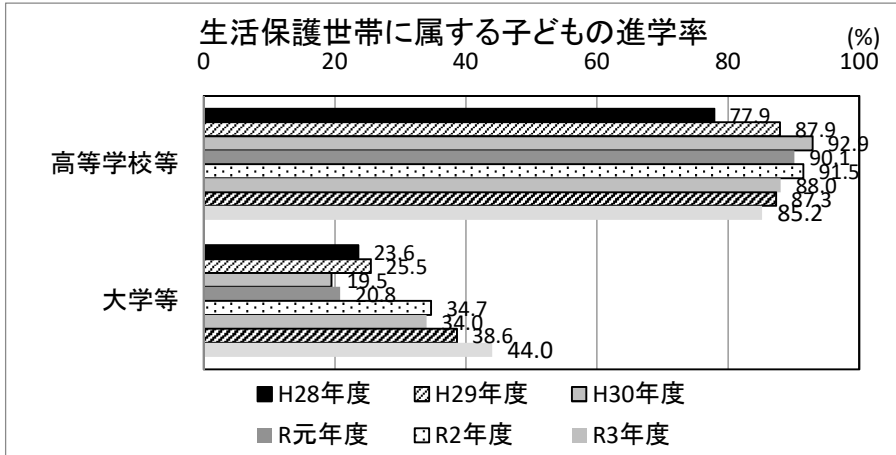
## 2 子どもの貧困に関する指標の状況

〔No.に○印を付しているものは県独自の指標で、それ以外は国の新大綱と同じ指標〕

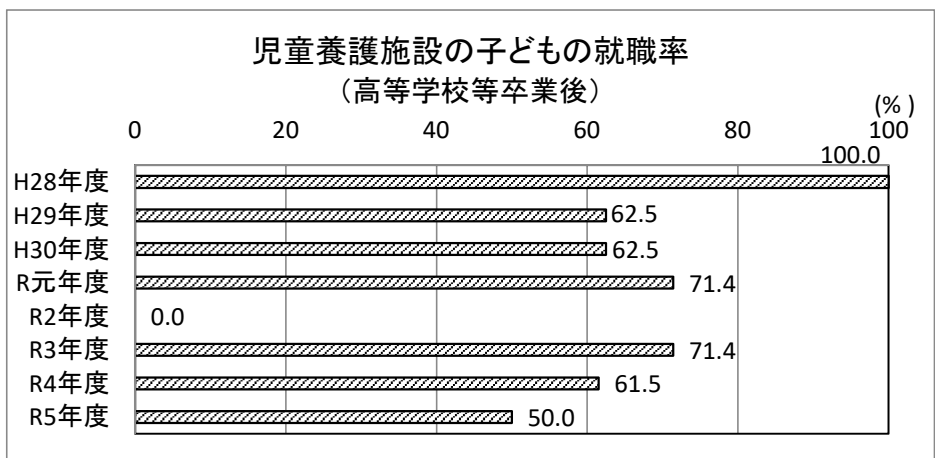
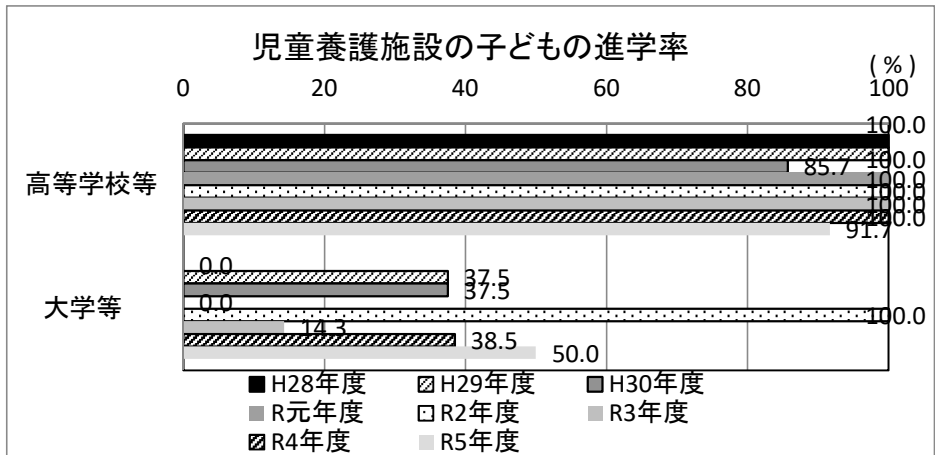
No.	指 標	香川県				(参考)全国			
		基準値 (H30年度)	R4年度	R5年度	備考	基準値 (H30年度)	R4年度	R5年度	備考
<b>(1) 生活保護世帯の子どもに関する指標</b>									
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	92.9%	87.3%	85.2%	進学児童数 対象児童数 (R5) 46人 54人	93.7%	93.8%	92.5%	
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	1.6%	2.5%	1.6%	中退児童数 対象児童数 (R5) 3人 191人	4.1%	3.3%	3.7%	
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	19.5%	38.6%	44.0%	進学児童数 対象児童数 (R5) 33人 75人	36.0%	42.4%	42.9%	
④	生活保護世帯に属する子どもの就職率 (高等学校等卒業後)	68.3%	45.5%	41.3%	就職児童数 対象児童数 (R5) 31人 75人	46.6%	39.6%	39.1%	
⑤	生活保護世帯における子どもの数	H29年度 1,088人	R3年度 885人	R4年度 841人		H29年度 221,753人	R3年度 167,191人	R4年度 157,032人	
	生活保護世帯における子どもの割合	H29年度 7.4‰	R3年度 6.4‰	R4年度 6.3‰		H29年度 11.6‰	R3年度 9.3‰	R4年度 8.9‰	
<b>(2) 児童養護施設の子どものに関する指標</b>									
6	児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	85.7%	100.0%	91.7%	進学児童数 対象児童数 (R5) 11人 12人	95.8%	未公表	未公表	
7	児童養護施設の子どもの大学等進学率	37.5%	38.5%	50.0%	進学児童数 対象児童数 (R5) 2人 4人	30.8%	未公表	未公表	
⑧	児童養護施設の子どもの就職率 (高等学校等卒業後)	62.5%	61.5%	50.0%	就職児童数 対象児童数 (R5) 2人 4人	62.5%	未公表	未公表	
<b>(3) ひとり親家庭の子どものに関する指標</b>									
9	ひとり親家庭の親の就業率 (母子世帯)	H27年度 83.9%	R2年度 86.7%	-		H27年度 80.8%	R2年度 83.0%	-	
10	ひとり親家庭の親の就業率 (父子世帯)	H27年度 87.8%	R2年度 88.9%	-		H27年度 88.1%	R2年度 87.8%	-	
11	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 (母子世帯)	H27年度 48.9%	R2年度 54.1%	-		H27年度 44.4%	R2年度 50.7%	-	
12	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 (父子世帯)	H27年度 73.8%	R2年度 73.9%	-		H27年度 69.4%	R2年度 71.4%	-	
13	ひとり親家庭のうち養育費についての取り決めをしている割合 (母子世帯)	51.8%	H30年度 51.8%	60.9%		H28年度 42.9%	H28年度 42.9%	令和3年度 46.7%	
14	ひとり親家庭のうち養育費についての取り決めをしている割合 (父子世帯)	30.5%	H30年度 30.5%	31.1%		H28年度 20.8%	H28年度 20.8%	令和3年度 28.3%	
⑮	児童扶養手当の受給資格者数	8,210人	7,218人	6,944人		939,262人	未公表	未公表	
	児童扶養手当の受給児童数	12,502人	11,165人	10,683人		1,423,715人	未公表	未公表	
	児童扶養手当の受給児童数の割合	8.10%	未公表	未公表		7.1%	未公表	未公表	
※ 児童数は、1世帯6人以上の児童がいる家庭は、6人として計算									
<b>(4) 就学支援等に関する指標</b>									
⑯	スクールソーシャルワーカーの配置人数 (小・中学校)	39人	51人	55人		H29年度 2,041人	R3年度 3,091人	R4年度 3,241人	
17	スクールカウンセラーの配置率 (小学校)	100.0%	100.0%	100.0%		67.6%	未公表	未公表	
18	スクールカウンセラーの配置率 (中学校)	100.0%	100.0%	100.0%		89.0%	未公表	未公表	
19	就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	38.9%	77.8%	83.3%		H29年度 65.6%	82.3%	83.2%	
⑳	就学援助を受けている児童生徒の数 (要保護及び準要保護児童生徒数)	10,813人	10,260人	未公表		1,374,977人	1,257,303人	未公表	
	就学援助率	14.44%	14.40%	未公表		14.72%	13.90%	未公表	
21	全世帯の子どもの高等学校中退率	1.0%	1.0%	1.2%		1.4%	1.4%	1.5%	
22	全世帯の子どもの高等学校中退者数	207人	243人	300人		48,594人	43,401人	46,238人	

【参考】 子どもの貧困に関する指標の状況グラフ（香川県）

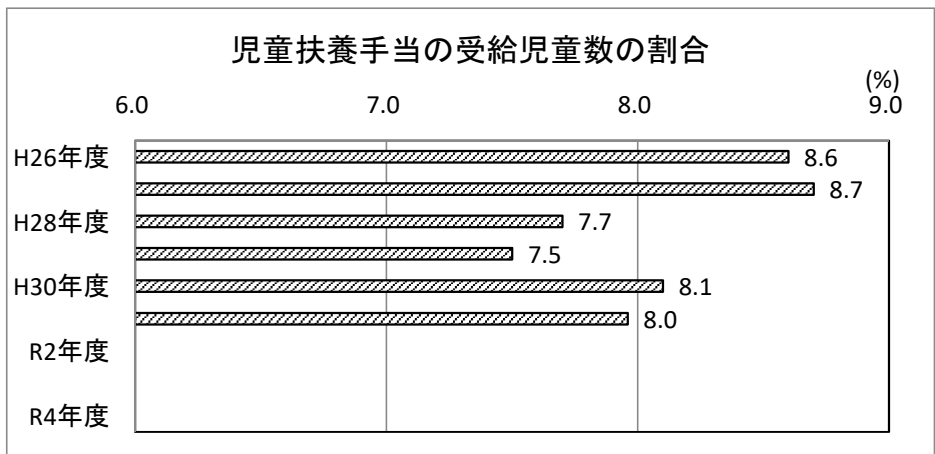
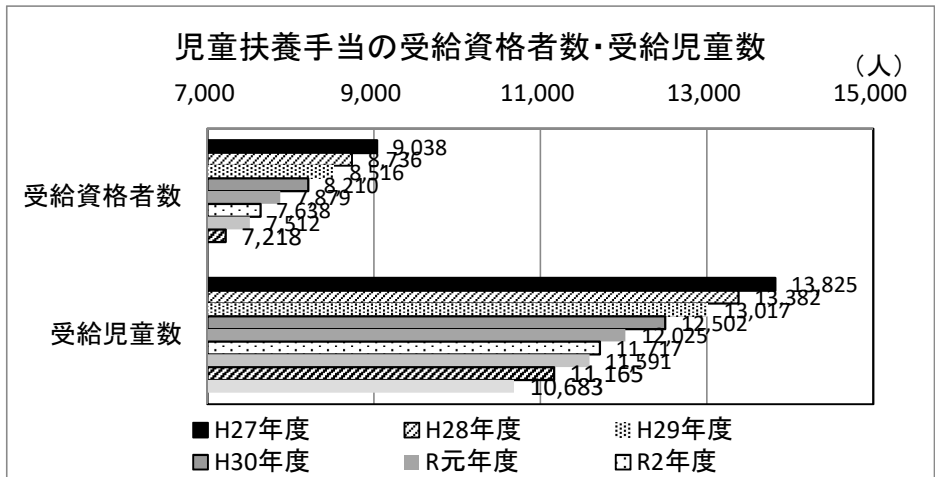
(1) 生活保護世帯の子どものに関する指標



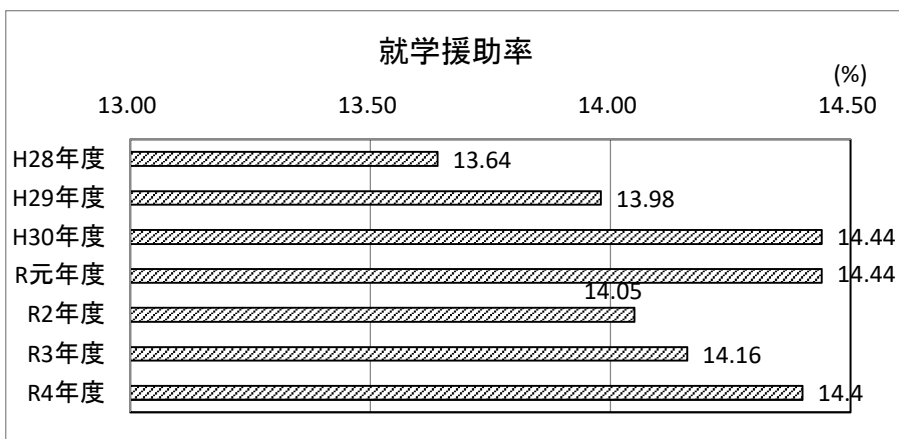
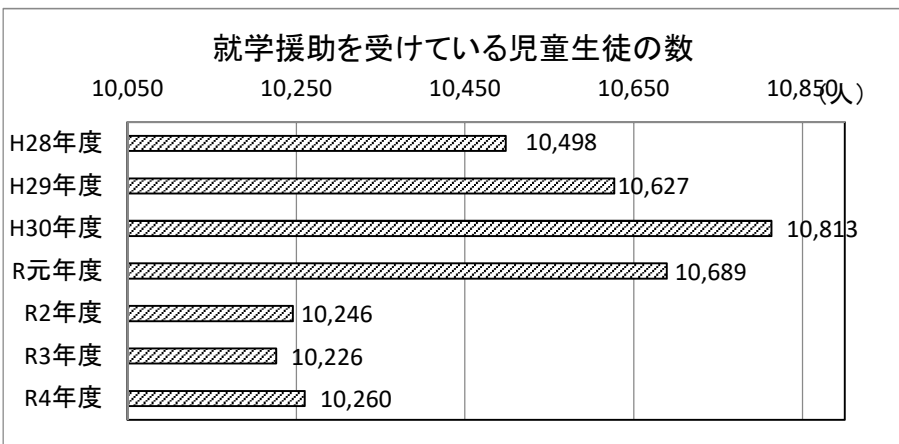
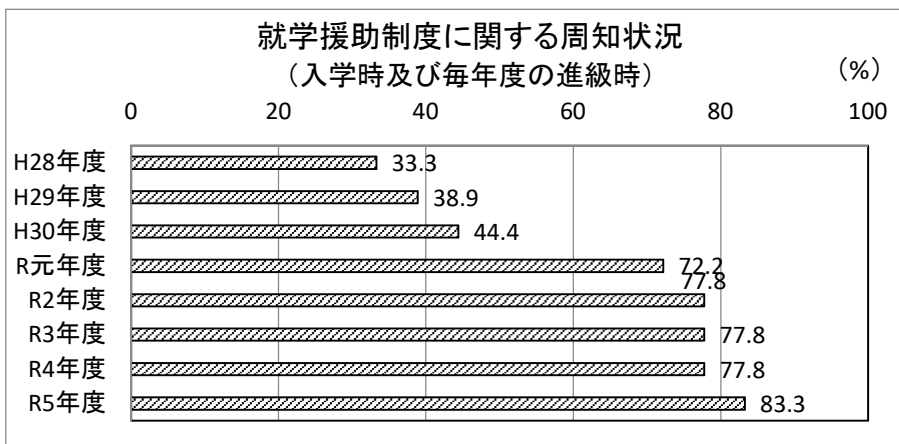
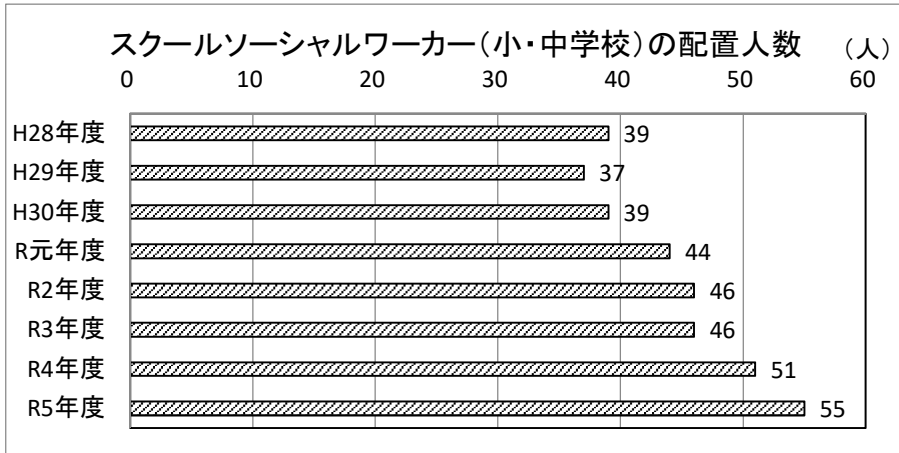
(2) 児童養護施設の子どもに関する指標

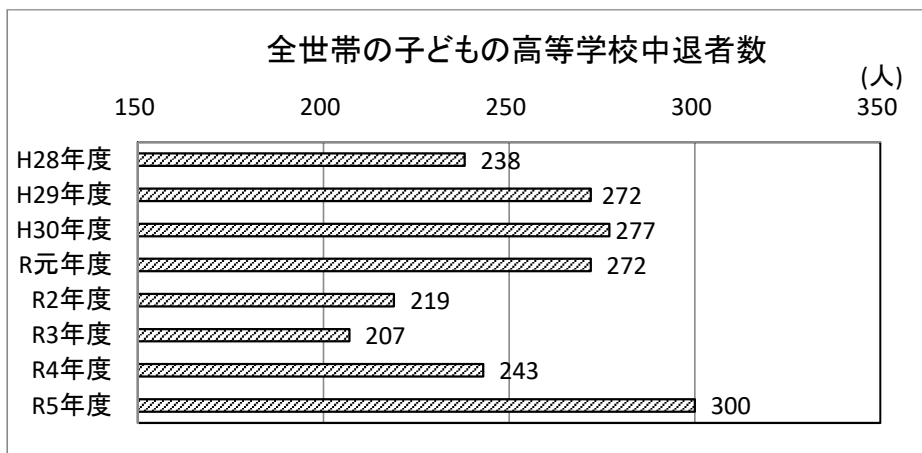
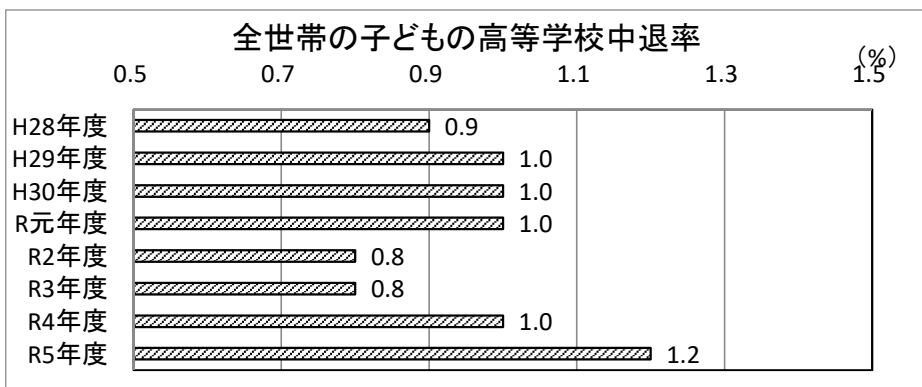


(3) ひとり親家庭の子どもに関する指標



(4) 就学支援等に関する指標







### 3 令和5年度子どもの貧困対策に係る施策実施状況

#### I 教育の支援

主な事業名	事業の実施状況
(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	
①幼児教育・保育の無償化	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○私立幼稚園保育料等無償化事業</li> <li>○保育所施設型給付費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の保育料等の無償化を図るための費用を負担</li> <li>・幼稚園・小学校の教員と家庭に、幼児や児童との望ましいかかわり方を啓発する啓発リーフレットを配布</li> <li>・市町が私立保育所、私立認定こども園及び子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園等に対して保育の委託等を行う場合の費用の一部を負担するとともに、幼児教育・保育の無償化に伴い、対象児童の利用料の一部を負担</li> </ul>
②幼児教育・保育の質の向上	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼児教育総合支援事業</li> <li>○保育の質向上事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園教諭、保育士、保育教諭の研修の一元化と充実</li> <li>・幼児教育施設に幼児教育スーパーバイザーや幼児教育支援員を派遣</li> <li>・保育士養成施設や関係団体等が連携・協力して、現任保育士を対象とした研修を実施</li> </ul>
③幼児教育・保育に係る経済的負担の軽減	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○第3子以降保育料等免除事業</li> <li>○実費徴収に係る補足給付を行う事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等に入所する第3子以降未就学児の保育料等を減免する7市9町に対し補助</li> <li>・低所得で生計が困難である保護者が支払うべき食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を補助</li> </ul>

主な事業名	事業の実施状況
(2) 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	
① スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スクールカウンセラー配置事業</li> <li>○ スクールソーシャルワーカー活用事業</li> <li>○ スクールソーシャルワーカー配置促進事業</li> <li>○ 私学特色教育チャレンジ支援事業</li> <li>○ 不登校対策スーパーバイザー活用事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立小学校 150 校、中学校 63 校、県立高校 29 校、特別支援学校 9 校にスクールカウンセラーを配置</li> <li>・ 大学教員 1 名と学校支援アドバイザー 2 名を要請に応じて派遣</li> <li>・ 県立中学校、高校にスクールソーシャルワーカー 8 名を配置</li> <li>→ ・ 15 市町が配置するスクールソーシャルワーカー 55 名に対する支援</li> <li>・ 私立学校における教職員の資質向上を目的とした研修の開催等や、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置に対する補助を実施</li> <li>・ 経験の浅いスクールカウンセラーに対し、スーパーバイザーによる指導、助言の実施 (13 回)</li> </ul>
② 学校教育による学力保障	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 香川型指導体制の推進</li> <li>○ 補習等のための指導員等派遣事業 (学力向上を目的とした学校教育活動支援事業)</li> <li>○ 不登校支援ネットワーク事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小・中学校全学年で 35 人学級を実施</li> <li>・ 小学校高学年における教科担任制を実施</li> <li>→ ・ 学校教育活動の一環として補習等を行うために地域人材を配置する市町の事業に対し、その経費の一部を補助</li> <li>・ 教育支援センターや民間のフリースクール等で学ぶ不登校児童生徒の実態を巡回調査</li> </ul>
(3) 高等学校等における修学継続のための支援	
① 高校中退の予防のための取組み	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高校中退等対策事業</li> <li>○ キャリア教育充実事業</li> <li>○ 私学特色教育チャレンジ支援事業</li> <li>○ 生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立高校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置</li> <li>・ ジョブ・サポート・ティーチャー 8 人を兼務方式で 20 校に配置することで、公立高校の就職内定率は 99.8% と高い水準を維持</li> <li>→ ・ 進路支援として、企業等で就業体験を行うインターンシップを県立高校で実施</li> <li>・ 私立学校における教職員の資質向上を目的とした研修の開催等に対する補助を実施</li> <li>・ 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の高校生及びその保護者を対象に定期的に家庭訪問等を実施 (令和 5 年度は実績なし)</li> </ul>

主な事業名	事業の実施状況
②高校中退後の支援	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○高等学校等就学支援金交付事業</li> <li>○奨学のための給付金事業</li> <li>○高等学校等奨学金</li> <li>○県立高等学校授業料の減免制度</li> <li>○私立高等学校授業料軽減補助</li> <li>○定時制通信制在学学生修学資金貸付事業</li> <li>○定時制通信制教科書等給与事業</li> <li>○通信制在校生修学資金貸付事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校等就学支援金を高校生 21,173 人に支給</li> <li>・奨学のための給付金を高校生 2,088 人に支給</li> <li>・高等学校等奨学金事業により、578 人の高校生等に貸付を実施</li> <li>→ 県立高等学校授業料の減免制度により、22 人の高校生の授業料を減免</li> <li>・低所得世帯等の私立高校専攻科生の授業料を減免する学校法人に対して補助金を支給</li> <li>・定時制通信制在学学生修学資金貸付事業により、19 人の勤労青少年に修学資金を貸付、99 人に教科書学習書を給与</li> </ul>
(4)大学等進学に対する教育機会の提供	
①高等教育の修学支援	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学生等奨学金</li> <li>○奨学金を活用した大学生等の地方定着促進事業</li> <li>○専門学校生授業料等負担軽減事業</li> <li>○保育学生修学支援事業</li> <li>○香川県勤労者福祉資金融資事業</li> <li>○生活福祉資金貸付事業</li> <li>○生活保護費（進学準備給付金）</li> <li>○母子父子寡婦福祉資金貸付事業</li> <li>○私立専門学校授業料等支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・226 人に対し香川県大学生等奨学金貸付実施、令和 6 年度に大学等への進学を予定している 58 人を採用候補者として決定</li> <li>・日本学生支援機構第一種奨学金返還支援対象者として 37 名を認定</li> <li>・経済的に修学困難な専門学校生に対し、経済的支援等を実施予定であったが、令和 5 年度は対象者なし</li> <li>・保育学生修学資金の貸付を実施</li> <li>→ 四国労働金庫との協調により、各種生活資金 1,000 千円を融資</li> <li>・香川県社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度の運用支援、周知</li> <li>・生活保護世帯の子どもが大学等へ進学する際に、新生活立ち上げの費用として給付金の支給を実施</li> <li>・母子父子寡婦福祉資金貸付金制度により、無利子で修学資金等各種資金 21,464 千円の貸付を実施</li> <li>・低所得世帯の私立専門学校生 416 人の授業料等を減免</li> </ul>

主な事業名	事業の実施状況
<b>(5) 特に配慮を要する子どもへの支援</b>	
<b>①児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援</b>	
○児童保護措置費	→ ・児童養護施設などに措置・委託した児童に対して、教育用の学用品費、教材費、通学費、部活動費、学習塾費等を公費負担
<b>②特別支援教育に関する支援の充実</b>	
○スクールカウンセラー派遣事業 ○特別支援教育就学奨励費	→ ・スクールカウンセラー7人を採用し、全ての特別支援学校に配置 ・特別支援教育就学奨励費により、就学のために必要な経費の一部を支給
<b>③外国人児童生徒等への支援</b>	
○外国人児童生徒等支援事業	→ ・日本語指導が必要な子どものために、日本語指導担当教員や教育活動支援員を派遣 ・国の事業を活用し、外国人児童生徒への支援体制の整備を行う1市1町に対し経費を補助 ・日本語指導を行っている教員や教育活動支援員を対象にした研修の実施 ・日本語指導の必要な児童生徒等の状況把握を目的とした調査の実施（文部科学省調査）
<b>(6) 教育費負担の軽減</b>	
<b>①義務教育段階の就学支援の充実</b>	
○要保護児童生徒援助費補助金 ○集団宿泊学習事業（要保護・準要保護生徒経費） ○私立中学校家計急変世帯支援事業	→ ・市町による要保護児童生徒の就学援助事業に対して国が補助 ・中学校集団宿泊学習に係る要保護・準要保護生徒の食事代、施設使用料等を助成 ・入学後に家計急変した世帯等に属する私立中学生3人に対し、690千円を支援
<b>②高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減</b>	
○高等学校等就学支援金交付事業 ○奨学のための給付金事業 ○高等学校等奨学金	→ ・高等学校等就学支援金を高校生21,173人に支給【再掲】 ・奨学のための給付金を高校生2,088人に支給【再掲】 ・高等学校等奨学金事業により、578人の高校生等に貸付を実施【再掲】 ・県立高等学校授業料の減免制度により、22人の高校生の授業料を減免【再掲】

主な事業名	事業の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>○県立高等学校授業料の減免制度</li> <li>○私立高等学校授業料軽減補助</li> <li>○私立高等学校入学金軽減補助事業</li> <li>○特定私立高等学校生就学補助事業</li> <li>○東日本大震災等被災者授業料等免除事業</li> <li>○定時制通信制在学生修学資金貸付事業</li> <li>○定時制通信制教科書等給与事業</li> <li>○通信制在校生修学資金貸付事業</li> <li>○香川県勤労者福祉資金融資事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得世帯等の私立高校専攻科生の授業料を減免する学校法人に対して補助金を支給【再掲】</li> <li>・低所得世帯の私立高校生の入学金を減免する学校法人に対して補助金を支給</li> <li>・特定私立高等学校生就学補助事業により、18人の私立高校生に支給</li> <li>・東日本大震災又は熊本地震で被災した生徒等が在学する私立学校設置者に対して、学納金免除相当額の補助金を支給予定であったが、令和5年度は対象者なし</li> <li>・定時制通信制在学生修学資金貸付事業により、19人の勤労青少年に修学資金を貸付、99人に教科書学習書を給与【再掲】</li> <li>・四国労働金庫との協調により、各種生活資金1,000千円を融資【再掲】</li> </ul>
③生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活保護費（教育扶助）</li> <li>○生活保護費（生業扶助）</li> </ul>	<p style="text-align: center;">→</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者に対し、義務教育に係る教材代、学校給食費などの教育扶助を実施</li> <li>・生活保護受給者に対して、高等学校等の入学料、入学考査料等の生業扶助を実施</li> </ul>
④ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○母子父子寡婦福祉資金貸付事業</li> </ul>	<p style="text-align: center;">→</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子父子寡婦福祉資金貸付金制度により、無利子で修学資金等各種資金21,464千円の貸付を実施【再掲】</li> </ul>
(7) 地域における学習支援等	
①地域学校協働活動における学習支援等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後児童健全育成事業</li> <li>○放課後子ども環境整備等事業</li> <li>○放課後子供教室</li> <li>○地域学力向上・キャリア教育総合推進事業</li> </ul>	<p style="text-align: center;">→</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブを8市7町325か所で実施</li> <li>・放課後子供教室を6市7町97教室で実施</li> <li>・課題を有する県内6地域の学校区で推進会議を開催し、学習会等を実施</li> </ul>

主な事業名	事業の実施状況
②生活困窮世帯等への学習支援	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活保護費（教育扶助）</li> <li>○生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業 →</li> <li>○ひとり親家庭学習支援員派遣事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者に対し、義務教育に係る教材代、学校給食費などの教育扶助を実施【再掲】</li> <li>・生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生など 11 人に対し、学校の勉強の復習の機会を提供するとともに、希望する中学生など 5 人及びその保護者を対象に、高校進学に向けた相談のための家庭訪問等を実施</li> <li>・ひとり親家庭の児童 22 人に対し、学習支援員を派遣し学習支援を実施</li> </ul>
(8) その他の教育支援	
①学校給食等を通じた子どもの食事・栄養状態の確保	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校における食育事業</li> <li>○保育所等の児童福祉施設への指導・監査 →</li> <li>○生活保護費（教育扶助）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等において栄養バランスのとれた豊かな食事を提供</li> <li>・施設の監査や研修会等を通じて食育の指導・助言を実施</li> <li>・生活保護受給者に対し、学校給食費などの教育扶助を実施【再掲】</li> </ul>
②多様な体験活動の機会の提供	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後児童健全育成事業</li> <li>○放課後子ども環境整備等事業 →</li> <li>○放課後子供教室</li> <li>○みんなで子どもを育てる県民運動事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブを 8 市 7 町 325 か所で実施【再掲】</li> <li>・放課後子供教室を 6 市 7 町 97 教室で実施【再掲】</li> <li>・子ども・若者の育成支援者を対象に、研修会やみんなで子どもを育てる県民運動推進大会を開催するなどして、県民総ぐるみで県民運動に取り組む気運を高めた。</li> </ul>

## II 生活の安定に資するための支援

主な事業名	事業の実施状況
(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援	
①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>○出産・子育て応援交付金事業</li> <li>○市町子育て支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生後4か月までの乳児のいる全ての家庭訪問事業を実施している7市8町に対し、補助</li> <li>・伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行う市町に対し、補助</li> <li>・出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援交付金の支給を広域的、電子的に実施するためのプラットフォームを構築</li> <li>・子育て短期支援事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業を実施している市町に対する補助</li> </ul>
②困難を抱えた女性の把握と支援	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性の健康相談、妊娠・不妊相談</li> <li>○母子生活支援施設・助産施設措置費負担金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の保健所等にて、保健師等による個別相談を実施</li> <li>・生活や子どもの養育が困難となった母子家庭の母等が、母子生活支援施設において、家庭生活、児童の養育などに関する問題を解決し、自立が図れるよう支援</li> </ul>
(2) 保護者の生活支援	
①保護者の自立支援	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て電話相談等、各種教育相談の実施</li> <li>○生活保護費</li> <li>○被保護者家計改善支援事業</li> <li>○生活困窮者家計改善支援事業</li> <li>○生活困窮者自立相談支援事業</li> <li>○ひとり親家庭等自立支援交付金事業</li> <li>○母子・父子自立支援プログラム策定事業</li> <li>○香川県勤労者福祉資金融資事業</li> <li>○女性・高齢者等新規就業支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠出産サポート事業による夜間・休日を含む電話、来所相談 431 件</li> <li>・教育センターにおける子育て電話相談 988 件、来所相談 725 件を実施</li> <li>・生活保護受給者に対し、必要な生活保護を実施</li> <li>・被保護者や生活困窮者が希望する場合、家計の状況を明らかにして家計管理の力を高めるための家計改善支援事業等を実施</li> <li>・生活困窮者からの各種相談に応じ、情報提供や助言を行うとともに、本人の希望により個別の支援プランを作成・提供し継続的な支援を実施</li> <li>・ひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進交付金 17,438 千円を支給</li> <li>・母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の相談を実施</li> <li>・四国労働金庫との協調により、各種生活資金 1,000 千円を融資【再掲】</li> </ul>

主な事業名	事業の実施状況
○かがわ外国人相談支援センター運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「かがわ女性・高齢者等就職支援センター」に常設の就労相談窓口を設置し、個別セミナーやキャリアカウンセリング、職場見学の実施等を通じて 88 人が就職</li> <li>・外国人住民からの生活に関する相談にワンストップかつ多言語で対応 相談件数 458 件</li> </ul>
<b>②保育等の確保</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所施設型給付費</li> <li>○保育所緊急整備事業</li> <li>○認定こども園整備事業</li> <li>○認可保育施設等移行支援事業</li> <li>○病児・病後児保育事業（運営費）</li> <li>○保育士人材バンク事業 →</li> <li>○保育学生修学支援事業</li> <li>○地域子育て支援拠点事業</li> <li>○延長保育事業</li> <li>○一時預かり事業</li> <li>○ファミリー・サポート・センター事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町が私立保育所、私立認定こども園及び子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園等に対して保育の委託等を行う場合の費用の一部を負担するとともに、幼児教育・保育の無償化に伴い、対象児童の利用料の一部を負担【再掲】</li> <li>・私立保育所及び認定こども園の施設整備等を補助する 1 市（1 施設分）に対して補助</li> <li>・延長保育事業、病児・病後児保育事業、休日保育事業等を実施する市町に対し補助</li> <li>・保育士人材バンクを活用して就労意欲がある潜在保育士に保育所求人情報を提供・斡旋するとともに、保育所就職相談会を開催し保育士等の就職を支援</li> <li>・地域子育て支援拠点を設置する 8 市 9 町に対して補助</li> <li>・延長保育事業を実施する 7 市 5 町に対して補助</li> <li>・一時預かり事業を実施する 8 市 7 町に対して補助</li> <li>・ファミリー・サポート・センターを設置する 7 市 1 町に対して補助</li> </ul>
<b>③保護者の育児負担の軽減</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>○生活保護費（医療扶助）</li> <li>○延長保育事業 →</li> <li>○一時預かり事業</li> <li>○ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>○病児・病後児保育利用料無料化事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭訪問事業を実施している 7 市 8 町に対し、補助【再掲】</li> <li>・生活保護受給者に対し、医療扶助を実施</li> <li>・延長保育事業を実施する 7 市 5 町に対して補助【再掲】</li> <li>・一時預かり事業を実施する 8 市 7 町に対して補助【再掲】</li> <li>・ファミリー・サポート・センターを設置する 7 市 1 町に対して補助【再掲】</li> <li>・第 2 子 3 歳未満児及び第 3 子以降未就学児が病児・病後児保育施設を利用した場合の利用料を無料化している 8 市 7 町に補助</li> </ul>



主な事業名	事業の実施状況
<b>(3) 子どもの生活支援</b>	
<b>①生活困窮世帯等の子どもへの生活支援</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業</li> <li>○ひとり親家庭学習支援員派遣事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ ・生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生など 11 人に対し、学校の勉強の復習の機会を提供【再掲】</li> <li>・ひとり親家庭の児童 22 人に対し、学習支援員を派遣し学習支援を実施【再掲】</li> </ul>
<b>②社会的養育が必要な子どもへの生活支援</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童保護措置費</li> <li>○児童保護措置費（処遇改善費）</li> <li>○里親養育包括支援（フォスタリング）事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ ・児童養護施設などに措置・委託した児童に対して、教育用の学用品費、教材費、通学費、部活動費、学習塾費等を公費負担【再掲】</li> <li>・児童福祉施設等入所児童に対し、処遇の向上を図るために、毎月 1 人 8 5 0 円を交付</li> <li>・里親の確保、里親に対する研修、里親と里子のマッチング、里親養育支援及び養子縁組に関する相談支援等を包括的に実施</li> </ul>
<b>③食育の推進に関する支援</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校における食育事業</li> <li>○学校における給食支援事業</li> <li>○保育所等の児童福祉施設への指導・監査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ ・学校等において栄養バランスのとれた豊かな食事を提供【再掲】</li> <li>・定期的な指導等により、給食を教材として活用した食育を推進</li> <li>・施設の監査や研修会等を通じて食育の指導・助言を実施【再掲】</li> </ul>
<b>(4) 子どもの就労支援</b>	
<b>①生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活保護費（生活扶助）</li> <li>○生活困窮者自立相談支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ ・意欲的に就労活動に取り組む生活保護受給者に対し就労活動促進費などを支給</li> <li>・直ちに一般就労への移行が困難な被保護者及び生活困窮者に対し、一般就労の準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫した支援を実施</li> </ul>

主な事業名	事業の実施状況
<b>②高校中退者等への就労支援</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○若者の自立のための就労応援事業</li> <li>○高等技術学校運営管理事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域若者サポートステーション」と連携し、若年無業者等に対し、各種セミナーやジョブトレーニング等を通じて 97 人の進路が決定</li> <li>・高等技術学校で再就職に必要な知識や技能を身に付けるための職業訓練を実施</li> </ul>
<b>③児童福祉施設入所児童等への就労支援</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○巣立ちサポート事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巣立ちサポート事業により、児童福祉施設等を退所する児童等 3 人に対し、普通自動車免許を取得する際の費用を補助</li> </ul>
<b>④子どもの社会的自立の確立のための支援</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○若者の自立のための就労応援事業</li> <li>○定時制高校に通学する子どもの就労支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域若者サポートステーション」と連携し、若年無業者等に対し、各種セミナーやジョブトレーニング等を通じて 97 人の進路が決定【再掲】</li> <li>・定時制高校にジョブ・サポート・ティーチャーを配置、企業訪問による求人開拓、生徒に対する就職相談等の就職支援を実施</li> </ul>
<b>(5) 住宅に関する支援</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活保護費（住宅扶助）</li> <li>○生活困窮者住居確保給付金交付事業</li> <li>○県営住宅管理事業</li> <li>○住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度</li> <li>○母子父子寡婦福祉資金貸付事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者に対する住宅扶助を実施</li> <li>・生活困窮者自立支援法に基づき、住居確保給付金の支給を実施</li> <li>・県営住宅の入居にあたり、ひとり親世帯、義務教育修了までの子どものいる世帯、多子世帯について、優先的な入居を実施</li> <li>・義務教育修了までの子どものいる世帯について、収入要件緩和</li> <li>・家賃算定の基礎となる世帯収入の額について、ひとり親世帯にのみ適用される控除を行うことで、低廉な家賃を設定</li> <li>・住宅確保要配慮者（子育て世帯、高齢者世帯、障害者世帯、低所得者世帯等）の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、登録住宅の周知</li> <li>・母子父子寡婦福祉資金貸付金制度により、無利子で修学資金等各種資金 21,464 千円の貸付を実施【再掲】</li> </ul>

主な事業名	事業の実施状況
<b>(6) 児童養護施設退所者等に関する支援</b>	
<b>①家庭への復帰支援</b>	
○児童相談所における相談支援	<p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設等を退所し、家庭復帰となる児童の保護者に対して、児童虐待等の再発防止のための関わりを行うとともに、親子関係の再構築に向けた支援を行う。</li> </ul>
<b>②退所等後の相談支援</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会的養護自立支援拠点事業</li> <li>○児童保護措置費（身元保証人確保対策事業）</li> <li>○未成年後見人支援事業</li> </ul>	<p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援コーディネーターを配置し、児童養護施設等を退所した児童等が、安定した自立生活を継続できるよう、関係機関と連携しながら支援</li> <li>・施設長等が就職・進学時の身元保証や賃貸住宅等の賃貸時の連帯保証をした際の保険料を補助</li> <li>・未成年後見人への報酬補助を行うことにより、未成年後見人の確保を図り、子どもの日常生活の支援や福祉の向上を図った。</li> </ul>
<b>(7) 支援体制の強化</b>	
<b>①児童家庭支援センターの相談機能の強化</b>	
○児童家庭支援センター運営等事業	<p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童家庭支援センターを設置する法人に対して、運営等に係る経費を補助</li> </ul>
<b>②社会的養育の体制整備</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童養護施設等整備事業</li> <li>○里親養育包括支援（フォスターリング）事業</li> </ul>	<p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設を運営する法人に対して、施設の拡張工事に係る経費を補助</li> <li>・里親の確保、里親に対する研修、里親と里子のマッチング、里親養育支援及び養子縁組に関する相談支援等を包括的に実施【再掲】</li> </ul>

主な事業名	事業の実施状況
③児童相談所・市町の体制強化	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○専門性強化事業</li> <li>○児童相談所体制強化インフラ整備事業</li> <li>○児童虐待防止相談機能強化事業</li> <li>○保護者等指導・支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応困難な事案への的確・迅速な対応のため、子ども女性相談センター及び西部子ども相談センターに警察官 OB を各 1 人配置</li> <li>・一時保護時の学習支援や児童虐待・非行等に関する学校との連携強化を図るため一時保護所に教員 OB を 2 人配置</li> <li>・児童福祉司等に対する法定研修を実施するとともに、専門性向上のための外部研修に職員を派遣</li> <li>・法的に高度な判断を要する事案への対応のため、平日はいずれかの児童相談所に弁護士がいる体制を整備（子ども女性相談センター 週 3.5 日、西部子ども相談センター 週 1 日）</li> <li>・児童虐待に関する相談及び問題事案の複雑化に適切に対応するため、児童相談所システムの運用により、要保護児童に迅速かつ適切な支援を実施する。</li> <li>・児童虐待防止対策関係者の資質向上のための研修会等を開催</li> <li>・児童福祉司等の相談支援技術の向上のための実践的な研修の実施や、児童虐待の再発防止に向けた保護者指導・支援プログラムを実施。施設・里親を対象とした階層別研修・意見交換会の開催を通じて専門性や養育の質の向上を図る。</li> </ul>
④相談職員の資質向上	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活保護関係職員等研修・啓発事業</li> <li>○児童虐待防止相談機能強化事業</li> <li>○私学特色教育チャレンジ支援事業 (教職員研修費補助)</li> <li>○民生委員・児童委員研修等事業</li> <li>○地域子育て支援人材養成事業</li> <li>○思春期精神保健研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護制度の適切な運用が図られるよう、県・市の担当職員に対して研修を実施</li> <li>・児童虐待防止対策関係者の資質向上のための研修会等を開催【再掲】</li> <li>・私立学校における教職員の資質向上を目的とした研修の開催等に対する補助を実施</li> <li>・民生委員・児童委員に対し、「単位民児協会長研修会」、「主任児童委員研修会」、「ブロック別民生委員児童委員研修会」等を実施</li> <li>・放課後児童クラブで児童を支援する放課後児童支援員等、地域子ども・子育て支援事業を支える人材を養成</li> <li>・精神保健福祉センターにおいて、小中学校で不登校児童に関わる専門職員を対象に、「ひきこもり対策研修会・思春期精神保健研修会」をオンライン方式で実施(アクセス数 695 回)</li> </ul>

主な事業名

事業の実施状況

⑤関係機関の連携

- 地域ネットワーク強化推進事業
- 子どもの未来応援ネットワーク事業
- 生活困窮者自立相談支援事業
- ヤングケアラー支援体制強化事業



- ・香川県子ども・若者支援地域協議会の構成員を中心に、子ども・若者育成支援者研修会を開催し、家庭や地域、学校、行政、子ども・若者に関わる機関等のネットワーク強化を図った。
- ・貧困の状況にある子どもへの支援活動を行う「支援の場」と、支援に関心のある個人や企業、団体等の「サポーター」を結びつけるマッチングの仕組みづくりを実施（支援の場 104 箇所、サポーター 101 人・団体）
- ・住居関係施策を行う機関やハローワーク等、関係機関と連携を図り、生活困窮者への相談・支援を実施
- ・ヤングケアラー支援体制強化のため、ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関職員の資質向上研修を実施するとともに、SNS等を活用したヤングケアラーが交流する場であるオンラインサロンの設置・運営をNPO法人等に委託して実施

### III 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

主な事業名	事業の実施状況
(1) 職業生活の安定と向上のための支援	
①所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○労働相談事業</li> <li>○多様な働き方推進事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ ・労働者と使用者とのトラブルの迅速な解決のため、労働相談を実施した。(151件)</li> <li>・アドバイザーを県内の中小企業に派遣、一般事業主行動計画の策定や子育て行動計画策定企業認証マーク取得の働きかけ等を実施</li> </ul>
(2) ひとり親に対する就労支援	
①ひとり親家庭の親への就労支援	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○再就職促進訓練事業</li> <li>○ひとり親家庭等自立支援給付金事業</li> <li>○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ ・民間教育訓練機関を活用した委託訓練の中で母子家庭の母等の未就職者向けの特別定員枠（介護実務者科、O A 医療事務科、O A 経理事務科で計 14 人）を設け、5 名に職業訓練を実施。一部のコースには託児サービスを付加して職業訓練を実施(令和 5 年度は託児サービス利用者なし)。</li> <li>・ひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進給付金 17,438 千円を支給【再掲】</li> <li>・高等職業訓練促進給付金を活用するひとり親家庭の親に対し、入学・就職準備金の貸付を実施</li> </ul>
②ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとり親家庭等自立支援給付金事業</li> <li>○市町子育て支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ ・ひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進給付金 17,438 千円を支給【再掲】</li> <li>・子育て短期支援事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業を実施している市町に対する補助【再掲】</li> </ul>
③ひとり親家庭の親の学び直しの支援	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活保護費（生活扶助）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ ・意欲的に就労活動に取り組む生活保護受給者に対し就労活動促進費などを支給【再掲】</li> </ul>

主な事業名	事業の実施状況
(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援	
①就労機会の確保	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○高等技術学校運営管理事業</li> <li>○再就職促進訓練事業</li> <li>○生活困窮者就労準備支援事業</li> <li>○生活困窮者自立相談支援事業</li> <li>○被保護者就労準備支援事業</li> <li>○被保護者就労支援事業</li> <li>○女性・高齢者等新規就業支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高等技術学校で再就職に必要な知識や技能を身に付けるための職業訓練を実施【再掲】</li> <li>・ 民間教育訓練機関を活用した委託訓練の中で母子家庭の母等の未就職者向けの特別定員枠（介護実務者科、OA医療事務科、OA経理事務科で計14人）を設け、5名に職業訓練を実施。一部のコースには託児サービスを付加して職業訓練を実施(令和5年度は託児サービス利用者なし)。【再掲】</li> <li>・ 生活保護受給者を対象に就労支援員による就労支援を実施</li> <li>→ 生活困窮者からの各種相談に応じるとともに、日常生活自立に関する支援やコミュニケーション能力形成等への支援などを実施【再掲】</li> <li>・ 直ちに一般就労への移行が困難な被保護者及び生活困窮者に対し、一般就労の準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫した支援を実施【再掲】</li> <li>・ 「かがわ女性・高齢者等就職支援センター」に常設の就労相談窓口を設置し、個別セミナーやキャリアカウンセリング、職場見学の実施等を通じて88人が就職【再掲】</li> </ul>
②親の学び直しの支援	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活保護費（生業扶助）</li> <li>○高等技術学校運営管理事業</li> <li>○再就職促進訓練事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意欲的に就労活動に取り組む生活保護受給者に対し就労活動促進費などを支給【再掲】</li> <li>・ 高等技術学校で再就職に必要な知識や技能を身に付けるための職業訓練を実施【再掲】</li> <li>→ 民間教育訓練機関を活用した委託訓練の中で母子家庭の母等の未就職者向けの特別定員枠（介護実務者科、OA医療事務科、OA経理事務科で計14人）を設け、5名に職業訓練を実施。一部のコースには託児サービスを付加して職業訓練を実施(令和5年度は託児サービス利用者なし)。【再掲】</li> </ul>

## IV 経済的支援

主な事業名	事業の実施状況
①児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童手当給付事業</li> <li>○児童扶養手当支給事業</li> </ul>	<p style="text-align: center;">→</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町が行う児童手当の給付に要する経費の一部を負担</li> <li>・ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を給付</li> </ul>
②ひとり親家庭の養育費の確保の推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○母子父子寡婦福祉資金貸付事業</li> </ul>	<p style="text-align: center;">→</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子父子寡婦福祉資金貸付金制度により、無利子で修学資金等各種資金 21,464 千円の貸付を実施【再掲】</li> </ul>
③教育費負担の軽減	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育就学奨励費</li> <li>○要保護児童生徒援助費補助金</li> <li>○集団宿泊学習事業 (要保護・準要保護生徒経費)</li> <li>○私立幼稚園保育料等無償化事業</li> <li>○高等学校等就学支援金交付事業</li> <li>○特定私立高等学校生就学補助事業</li> <li>○奨学のための給付金事業</li> <li>○高等学校等奨学金</li> <li>○県立高等学校授業料の減免制度</li> <li>○私立高等学校授業料軽減補助</li> <li>○定時制通信制在学生修学資金貸付事業</li> <li>○定時制通信制教科書等給与事業</li> </ul>	<p style="text-align: center;">→</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育就学奨励費により、就学のために必要な経費の一部を支給【再掲】</li> <li>・市町による要保護児童生徒の就学援助事業に対して国が補助【再掲】</li> <li>・中学校集団宿泊学習に係る要保護・準要保護生徒の食事代、施設使用料等を助成【再掲】</li> <li>・子ども子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の保育料等の無償化を図るための費用を負担【再掲】</li> <li>・高等学校等就学支援金を高校生 21,173 人に支給【再掲】</li> <li>・特定私立高等学校生就学補助事業により、25 人の私立高校生に支給【再掲】</li> <li>・奨学のための給付金を高校生 2,088 人に支給【再掲】</li> <li>・高等学校等奨学金事業により、578 人の高校生等に貸付を実施【再掲】</li> <li>・県立高等学校授業料の減免制度により、22 人の高校生の授業料を減免【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得世帯等の私立高校専攻科生の授業料を減免する学校法人に対して補助金を支給【再掲】</li> </ul> </li> <li>・定時制通信制在学生修学資金貸付事業により、19 人の勤労青少年に修学資金を貸付、99</li> </ul>



主な事業名	事業の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>○通信制在校生修学資金貸付事業</li> <li>○東日本大震災等被災者授業料等免除事業</li> <li>○香川県勤労者福祉資金融資事業</li> <li>○母子父子寡婦福祉資金貸付事業</li>   <li>○生活保護費（教育扶助）</li> <li>○生活保護費（生業扶助）</li> <li>○私立専門学校授業料等支援事業</li> </ul>	<p>人に教科書学習書を給与【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災又は熊本地震で被災した生徒等が在学する私立学校設置者に対して、学納金免除相当額の補助金を支給予定であったが、令和5年度は対象者なし【再掲】</li> <li>・四国労働金庫との協調により、各種生活資金 1,000 千円を融資【再掲】</li> <li>・母子父子寡婦福祉資金貸付金制度により、無利子で修学資金等各種資金 21,464 千円の貸付を実施【再掲】</li> <li>・生活保護受給者に対し、義務教育に係る教材代、学校給食費などの教育扶助を実施【再掲】</li> <li>・生活保護受給者に対して、高等学校等の入学料、入学考査料等の生業扶助を実施【再掲】</li> <li>・低所得世帯の私立専門学校生 416 人の授業料等を減免【再掲】</li> </ul>
④子育て世帯への経済的負担の軽減	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○私立幼稚園保育料等無償化事業</li> <li>○保育所施設型給付費</li> <li>○第3子以降保育料等免除事業</li> <li>○病児・病後児保育利用料無料化事業</li> <li>○実費徴収に係る補足給付を行う事業</li> <li>○生活保護費</li> <li>○生活福祉資金貸付事業</li> <li>○母子父子寡婦福祉資金貸付事業</li> <li>○第3子以降学校給食費無償化事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の保育料等の無償化を図るための費用を負担【再掲】</li> <li>・市町が私立保育所、私立認定こども園及び子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園等に対して保育の委託等を行う場合の費用の一部を負担するとともに、幼児教育・保育の無償化に伴い、対象児童の利用料の一部を負担【再掲】</li> <li>・保育所等に入所する第3子以降未就学児の保育料等を減免する7市9町に対し補助【再掲】</li> <li>・第2子3歳未満児及び第3子以降未就学児が病児・病後児保育施設を利用した場合の利用料を無料化している8市7町に補助【再掲】</li> <li>・低所得で生計が困難である保護者が支払うべき食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を補助【再掲】</li> <li>・生活保護受給者に対し、必要な生活保護を実施【再掲】</li> <li>・香川県社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度の運用支援、周知【再掲】</li> <li>・母子父子寡婦福祉資金貸付金制度により、無利子で修学資金等各種資金 21,464 千円の貸付を実施【再掲】</li> <li>・多子世帯における子育ての経済的負担軽減を図るため、令和6年1月から、市町等が実施する第3子以降の学校給食費の無償化の取組みに対し、補助等を実施</li> </ul>

主な事業名

事業の実施状況

⑤医療費の助成等

- 生活保護費（医療扶助）
- ひとり親家庭等医療費支給事業
- 子ども医療費助成事業
- 未熟児養育医療給付事業
- 小児慢性特定疾病医療支援事業



- ・生活保護受給者に対し、医療扶助を実施【再掲】
- ・ひとり親家庭などについて医療費の助成を行う市町に対し、補助を実施
- ・小学校3年までの子どもの医療費について、助成を行う市町に対し、補助を実施
- ・未熟児養育医療給付事業を行う市町に対し、補助を実施
- ・小児慢性特定疾病に罹患している児童等の保護者に対し、医療費の自己負担分の一部を助成

## 4 令和6年度子どもの貧困対策に係る関係事業

新規 再掲	事業名	事業概要	単県	令和5年度当初予算 (千円)	令和6年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
----------	-----	------	----	-------------------	-------------------	-----------	-----

### I 教育の支援

#### (1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

##### ① 幼児教育・保育の無償化

保育所施設型給付費	3歳から5歳までの子どもや0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、保育所、幼稚園、認定こども園などの費用を無償とする。			4,299,141	4,364,414		子ども政策課
私立幼稚園保育料無償化事業	子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の幼児教育に係る保護者負担の軽減を図るため、保育料の無償化を図る。			125,085	121,671		総務学事課

##### ② 幼児教育・保育の質の向上

幼児教育総合支援事業	かがわ幼児教育支援センターを設置し、教員研修の充実を図るとともに、市町の幼児教育施設及び幼児教育アドバイザー等への助言・提言等を通して幼児教育の推進体制の強化を図る。			11,982	12,960		義務教育課
保育の質の向上事業	保育士の質の向上を目的として、保育施設の指導監査や研修業務の充実強化を図るとともに、幼稚園教諭免許状を持つ職員が保育士資格の取得等に要する経費を保育施設等に対し補助する。			3,268	3,418		子ども政策課
保育士・保育教諭新規研修事業	幼保連携型認定こども園で勤務する教育公務員（保育教諭）の初任者研修や保育現場におけるリーダー的職員等に対する研修を実施し、保育教諭等の資質向上のための研修等を実施することにより、人材の養成を行う。			15,022	16,256		子ども政策課

##### ③ 幼児教育・保育に係る経済的負担の軽減

第3子以降保育料等免除事業	多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減するため保育所等入所児童のうち、第3子以降の就学前児に対する保育料等を減免する。	○		164,645	165,969		子ども政策課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	低所得で生計が困難である者の子どもが、保育等の提供を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を補助する。			696	444		子ども政策課
実費徴収に係る補足給付事業	子ども・子育て支援新制度に以降していない私立幼稚園を利用する低所得世帯又は第3子以降の園児が負担する副食費の一部を補助する。			4,662	4,342		総務学事課

新規 再掲	事業名	事業概要	単県	令和5年度当初予算 (千円)	令和6年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
<b>(2) 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築</b>							
<b>① スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等</b>							
	スクールカウンセラー配置事業	児童生徒や保護者、教員に指導・助言する臨床心理士等をスクールカウンセラーとしてすべての公立小・中学校に配置する。		116,494	125,469		義務教育課
	不登校対策スーパーバイザー活用事業	経験豊富な臨床心理士が、スーパーバイザーとして経験の浅いスクールカウンセラー等に対して指導・助言する。		250	250		義務教育課
	スクールソーシャルワーカー活用事業	問題行動発生時、学校からの要請に応じ学校の支援を行う。通常は、学校の巡回指導を行ったり、教員研修の指導・助言を行う。		3,673	3,684		義務教育課
	スクールソーシャルワーカー配置促進事業	市町がスクールソーシャルワーカーを配置する経費を補助し、スクールソーシャルワーカーの配置を促進し、相談体制の充実を図る。		35,579	36,596		義務教育課
	高校中退等対策事業 (スクールカウンセラー派遣事業)	生徒の問題行動等に対応するため、生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、生徒の問題行動等の解決を図る。		30,024	31,180		高校教育課
	高校中退等対策事業 (スクールソーシャルワーカー活用事業)	家庭状況や精神面などに課題があり支援を必要とする生徒に対して、個別支援や家庭、関係機関との連携を行い、早期に課題解決を図るため、スクールソーシャルワーカーの配置を行う。		13,630	14,144		高校教育課
	スクールカウンセラー派遣事業	児童生徒や保護者、教員に指導・助言する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして特別支援学校に配置する。		2,903	3,041		特別支援教育課
	私学特色教育チャレンジ支援事業(教育相談体制の整備に対する補助)	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用して教育相談体制の整備を行っている学校に対して補助する。		14,400	12,400		総務学事課
<b>② 学校教育による学力保障</b>							
	香川型指導体制の推進	学校が直面する諸課題に積極的に対応するため、小・中学校における35人学級の実施、小学校高学年における専科指導の拡充を2つの柱とする新しい指導体制を推進する。		—	—		義務教育課
	補習等のための指導員等派遣事業	市町において、学力向上を目的とした学校教育活動の一環として補習等を行うため、多様な地域人材を配置する事業を行う場合において、その経費の一部を補助する。		12,290	12,290		義務教育課
	不登校支援ネットワーク事業	不登校対策コーディネーターが、民間のフリースクールを含む関係機関を巡回訪問し、不登校児童生徒を支援するネットワークづくりを推進する。		424	568		義務教育課

新規 再掲	事業名	事業概要	単 県	令和5年度当初予算 (千円)	令和6年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
<b>(3) 高等学校等における修学継続のための支援</b>							
<b>① 高校中退の予防のための取組み</b>							
再掲	高校中退等対策事業 (スクールカウンセラー派遣事業)	生徒の問題行動等に対応するため、生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、生徒の問題行動等の解決を図る。		30,024	31,180		高校教育課
再掲	高校中退等対策事業 (スクールソーシャルワーカー活用事業)	家庭状況や精神面などに課題があり支援を必要とする生徒に対して、個別支援や家庭、関係機関との連携を行い、早期に課題解決を図るため、スクールソーシャルワーカーの配置を行う。		13,630	14,144		高校教育課
	キャリア教育充実事業	生徒一人ひとりが「生きる力」を身に付け、社会人・職業人として自立するために必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育を一層推進することを目的として実施している。	○	7,785	7,785		高校教育課
	生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業 (の一部)	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯などの高校生やその保護者に対し、支援員が定期的に家庭を訪問するなど、就学の継続に向けた支援を実施する。		11,965	11,965		健康福祉総務課
	私学特色教育チャレンジ支援事業(著名人、卒業生等による講演等に対する補助)	生徒の学習意欲を引き出したたり、将来どのような仕事をしたいか等についての目的意識を持たせるため、卒業生や著名人等による講演、セミナー等を実施する学校に対して補助する。	○	5,222	5,400		総務学事課
<b>② 高校中退後の支援</b>							
	高等学校等就学支援金交付事業	公立高校生に対して、授業料に充てるため高等学校等就学支援金を支給し、保護者の負担軽減を図る。 (高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合の支援(学び直し支援金)も含まれる。)		1,742,029	1,699,481		高校教育課
	奨学のための給付金事業	全ての意志ある高校生が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、非課税世帯などに対して奨学のための給付金を支給する。		205,532	196,249		高校教育課
	高等学校等奨学金	経済的な理由で修学が困難な高校生等に対し奨学金の貸付を行い、有為な人材の育成を図る。	○	269,971	254,530		高校教育課
	県立高等学校授業料の減免制度	学資の支弁が著しく困難であると認められる生徒に対して、授業料の全額を免除する。	○	—	—		高校教育課
	定時制通信制在学修学資金貸付事業	高等学校の定時制課程通信制課程に在学する勤労青少年に対し、修学資金を貸し付ける。	○	2,352	2,016		高校教育課

新規 再掲	事業名	事業概要	単県	令和5年度当初予算 (千円)	令和6年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
	定時制通信制教科書等給与事業	高等学校の定時制課程通信制課程に在学する勤労青少年に対し、教科書学習書を給与する。	○	1,000	980		高校教育課
	高等学校等就学支援金(私立学校分)	私立高校生等に対して授業料の一定額を支援することにより、授業料負担を軽減する。		1,982,401	1,942,637		総務学事課
	私立中学校家計急変世帯支援事業	県内の私立中学校に在籍する生徒の保護者のうち、当該学校に入学後、保護者の失職・倒産・離婚等により家計急変した世帯について、授業料負担の軽減を行いつつ、その後も継続的に低所得である世帯の生徒についても授業料負担の軽減を図る。		15,120	7,728		総務学事課
	奨学のための給付金(私立学校分)	低所得世帯の私立高校生等のいる保護者等に対して授業料以外の教育費負担を軽減する。		140,700	131,352	一部世帯の給付額の増額	総務学事課

#### (4) 大学等進学に対する教育機会の提供

##### ① 高等教育の修学支援

生活福祉資金貸付事業	実施主体の香川県社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度の運用を支援するとともに、その制度の周知を図る。			9,966	9,726		健康福祉総務課
生活保護費(進学・就職準備給付金)	生活保護世帯の子どもが本人の希望を踏まえた選択に基づく進学又は就職による自立の助長に資する支援を図ることを目的として、進学・就職準備給付金を支給する。			1,894,340	1,843,470		健康福祉総務課
保育学生修学支援事業	保育士人材の確保を積極的に推進することにより子育て支援の充実を図るため、保育士養成施設に在学する本県出身の保育学生のうち、家庭の経済的状況等から支援が必要な者に対し、無利子で修学資金の貸付を行う。			48,321	49,416		子ども政策課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭等の自立を支援するための資金を貸し付ける。			47,305	35,346		子ども家庭課
大学生等奨学金	意欲や能力が高く、かつ、経済的な理由により修学することが困難な大学生等に対し、奨学金を貸し付けることにより修学を容易にし、安心して子どもが育てられる環境づくりを進めるとともに、県内における優秀な人材の確保を図る。	○		178,359	149,112	・貸付額	政策課
奨学金を活用した大学生等の地方定着促進事業	意欲や能力が高く、経済的な理由により修学することが困難な大学生等で、卒業後は県内に定住・就業し、かつ地域の中核的企業を担う人材と成り得る者を支援するため、日本学生支援機構の第一種奨学金(無利子)返還時に、卒業後の県内での定住・就業等の条件を満たす場合、その返還額の一部支援を行う。	○		15,938	18,242		政策課
香川県勤労者福祉資金融資事業	県内の勤労者の生活の安定と福祉の向上を目的として、四国労働金庫との協調により、低利率で教育資金等各種生活資金の融資を行う。	○		210,000	210,000		労働政策課

新規 再掲	事業名	事業概要	単県	令和5年度当初予算 (千円)	令和6年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
	専門学校生授業料等負担軽減事業	経済的理由により修学困難な私立専門学校生への授業料等の一部を支援する。		587		国事業廃止に伴い廃止	総務学事課
	私立専門学校授業料等支援事業	私立専門学校の在學生で、住民税非課税世帯及びこれに準ずる生徒に対し、専門学校が授業料等の減免を実施した場合に、減免に要する費用を支援する。		267,795	330,272	多子世帯や理工農系学科を学ぶ中間所得層世帯の学生に拡大	総務学事課

(5) 特に配慮を要する子どもへの支援

① 児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援

児童保護措置費	社会的養護の推進のため、児童養護施設等に対し運営費等を支給し、また、施設に入所している児童の生活のために生活費や学用品費、医療費等の支給を行う。		1,608,299	1,763,450		子ども家庭課
---------	--	--	-----------	-----------	--	--------

② 特別支援教育に関する支援の充実

再掲 スクールカウンセラー派遣事業	児童生徒や保護者、教員に指導・助言する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして特別支援学校に配置する。		2,903	3,041		特別支援教育課
特別支援教育就学奨励費	特別支援学校に就学する幼児、児童又は生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費の一部を負担(補助)する。		162,828	167,211		特別支援教育課
私立幼稚園特別支援教育費補助	障害のある幼児に係る教育に必要な経常的経費に対して補助を行う。		114,464	134,848	支援対象を対象児2名以上から1名以上の園に拡大	総務学事課

③ 外国人児童生徒等への支援

外国人児童生徒等支援事業	外国人児童生徒等の受入から卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制の構築を図るため、モデル市町における効果的な取組み等の県内への普及を図る。	○	596	277		義務教育課
--------------	---	---	-----	-----	--	-------

(6) 教育費負担の軽減

① 義務教育段階の就学支援の充実

要保護児童生徒援助費補助金	市町が経済的理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し必要な援助を与えた場合、国がその一部を補助する。		-	-		義務教育課
集団宿泊学習事業 要保護・準要保護生徒経費	集団宿泊学習事業に参加した要保護・準要保護生徒の食事代、施設使用料等を助成する。	○	4,774	5,256		義務教育課

	新規 再掲	事業名	事業概要	単県	令和5年度当初予算 (千円)	令和6年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
		<b>② 高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減</b>						
	再掲	高等学校等就学支援金交付事業	公立高校生に対して、授業料に充てるため高等学校等就学支援金を支給し、保護者の負担軽減を図る。		1,742,029	1,699,481		高校教育課
	再掲	奨学のための給付金事業	全ての意志ある高校生が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、非課税世帯などに対して奨学のための給付金を支給する。		205,532	196,249		高校教育課
	再掲	高等学校等奨学金	経済的な理由で修学が困難な高校生等に対し奨学金の貸付を行い、有為な人材の育成を図る。	○	269,971	254,530		高校教育課
	再掲	県立高等学校授業料の減免制度	学資の支弁が著しく困難であると認められる生徒に対して、授業料の全額を免除する。	○	—	—		高校教育課
	再掲	定時制通信制在学学生修学資金貸付事業	高等学校の定時制課程通信制課程に在学する勤労青少年に対し、修学資金を貸し付ける。	○	2,352	2,016		高校教育課
	再掲	定時制通信制教科書等給与事業	高等学校の定時制課程通信制課程に在学する勤労青少年に対し、教科書学習書を給与する。	○	1,000	980		高校教育課
	再掲	香川県勤労者福祉資金融資事業	県内の勤労者の生活の安定と福祉の向上を目的として、四国労働金庫との協調により、低利率で教育資金等各種生活資金の融資を行う。	○	210,000	210,000		労働政策課
		私立高等学校専攻科授業料軽減補助	県内の私立高校に在籍する生徒で、家計が急変した者、交通遺児となった者、専攻科に在籍する者の保護者の負担軽減を図るため、対象者の授業料を減免した学校法人に対して補助する。		22,680	26,820		総務学事課
		私立高等学校入学金軽減補助事業	県内の私立高校に在籍する生徒の保護者の負担軽減を図るため、対象者の入学金を減免した学校法人に対して補助する。	○	51,550	49,705		総務学事課
	再掲	高等学校等就学支援金交付事業	私立高校生等に対して、授業料の一定額を高等学校等就学支援金及び学び直し支援金等として助成することにより、教育費負担の軽減を図る。		1,982,401	1,942,637		総務学事課
		特定私立高等学校生就学補助事業	高等学校等就学支援金が支給されない私立高等学校生に対して就学支援金相当額を補助する。	○	4,116	3,466		総務学事課



	新規 再掲	事業名	事業概要	単 県	令和5年度当初予算 (千円)	令和6年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
	再掲	奨学のための給付金事業	全ての意志ある高校生が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、非課税世帯などに対して奨学のための給付金を支給する。		140,700	131,352	一部世帯の給付額の増額	総務学事課
		東日本大震災被災者授業料等免除事業	東日本大震災の被災者が県内の私立学校に転入学(園)した場合に、その生徒の学納金の支払いを免除した学校法人に対して補助する。		1,699	1,699		総務学事課
		定時制通信制在学学生修学資金貸付事業	高等学校の通信制課程に在学する勤労青少年に対し、修学資金を貸し付ける。	○	1,008	2,520		総務学事課
<b>③ 生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減</b>								
		生活保護費(教育扶助)	生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、義務教育に係る教材代、学校給食費などの教育扶助を実施する。		1,894,340	1,843,470		健康福祉総務課
		生活保護費(生業扶助)	生活保護法に基づき、生活保護受給者に対して、高等学校等の入学料、入学考査料等の生業扶助を実施する。		1,894,340	1,843,470		健康福祉総務課
<b>④ ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減</b>								
	再掲	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭等の自立を支援するための資金を貸し付ける。		47,305	35,346		子ども家庭課
<b>(7) 地域における学習支援等</b>								
<b>① 地域学校協働活動における学習支援等</b>								
		地域学校協働活動推進事業	放課後などに子どもたちの安全・安心な居場所を確保し、地域の方々の参画を得て学習支援や体験活動を実施する「放課後子供教室」や、学習支援を実施する「地域未来塾」など、地域と学校が連携協働して地域の実情に応じた子どもたちの成長を支える取組みである「地域学校協働活動」の実施を推進する。		40,085	42,185		生涯学習・文化財課
		地域学力向上・キャリア教育総合推進事業	教育課題を有する学校区を対象に、放課後の補充学習などを開催し、学校、家庭、地域社会連携のもと、人権尊重の精神を高めながら教育上の総合的な取組を推進し、児童生徒の学力向上・キャリア教育並びに進路指導の充実を図る。	○	4,280	4,280		人権・同和教育課

	新規 再掲	事業名	事業概要	単 県	令和5年度当初予算 (千円)	令和6年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
<b>② 生活困窮世帯等への学習支援</b>								
	再掲	生活保護費（教育扶助）	生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、義務教育に係る教材代、学校給食費などの教育扶助を実施する。		1,894,340	1,843,470		健康福祉総務課
		生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業	生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象として、いわゆる「貧困の連鎖」を防止するため、学習の支援等を行う。		11,965	11,965		健康福祉総務課
		ひとり親家庭学習支援員派遣事業	ひとり親家庭の児童等の学習を支援し、児童等から進学相談を受けるなど、学習支援のためのボランティアを家庭に派遣する。		4,000	10,000	対象を中学生まで拡大	子ども家庭課
<b>(8) その他の教育支援</b>								
<b>① 学校給食等を通じた子どもの食事・栄養状態の確保</b>								
		学校における給食・食育事業	学校給食において、栄養バランスのとれた食事を提供し、健康の増進、体位の向上を図るとともに、家庭や地域と連携しながら、子どもの発達段階に応じた食育を推進することにより、望ましい生活習慣を確立し、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、すこやかな体をはぐくむ。		—	—		保健体育課
		生活保護費（教育扶助）	生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、義務教育に係る学校給食費などの教育扶助を実施する。		1,894,340	1,843,470		健康福祉総務課
		保育所等の児童福祉施設への指導・監査	保育所等への指導・監査時に食育について指導する。		—	—		子ども政策課
<b>② 多様な体験活動の機会の提供</b>								
	再掲	地域学校協働活動推進事業	放課後などに子どもたちの安全・安心な居場所を確保し、地域の方々の参画を得て学習支援や体験活動を実施する「放課後子供教室」や、学習支援を実施する「地域未来塾」など、地域と学校が連携協働して地域の実情に応じた子どもたちの成長を支える取組みである「地域学校協働活動」の実施を推進する。		40,085	42,185		生涯学習・文化財課
		児童保護措置費特別指導費加算	児童養護施設においてスポーツ指導者を招き、月に1回程度軟式野球やドッジボールの指導を実施する。		0	0		子ども家庭課

新規 再掲	事業名	事業概要	単県	令和5年度当初予算 (千円)	令和6年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
----------	-----	------	----	-------------------	-------------------	-----------	-----

## II 生活の安定に資するための支援

### (1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

#### ① 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援

乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業を実施している市町に対し、補助を行う。		12,100	12,346		子ども家庭課
出産・子育て応援交付金事業	市町が行う伴走型の相談支援と産後ケアや一時預かりサービスなど各種支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体的に実施する事業に補助するとともに、事業を広域的・電子的に実施するプラットフォームの運用を行う。		134,712	116,200	事業を広域的・電子的に実施するプラットフォームの運用を開始	子ども家庭課
市町子育て支援事業	国の補助事業で、ショートステイ、トワイライトステイ事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、養育支援訪問事業を含んだもの。R6年度から、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成事業の3つが新設されている。		5,324	21,272	R6年度から、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成事業の3つが新設されている。	子ども家庭課

#### ② 困難を抱えた女性の把握と支援

女性の健康相談 妊娠・不妊相談	県内の保健所にて、保健師等による思春期から更年期における女性特有の悩み、妊娠・産後のうつや不妊等女性の健康に関する個別相談を実施する。		222	277		子ども家庭課
女性相談センター運営事業	女性相談支援センターの運営により、困難な問題を抱える女性からの相談に応じるとともに、自立に向けた支援を行う。		73,261	81,537		子ども家庭課
母子生活支援施設・助産施設措置費負担金	中核市を除く市が、母子生活支援施設等に母子家庭の母等を保護した場合に、その実施に係る費用の4分の1を県が負担する。		2,196	2,551		子ども家庭課

### (2) 保護者の生活支援

#### ① 保護者の自立支援

子育てで電話相談等、各種教育相談の実施	教育センターにおいて、相談窓口の周知を図るとともに、相談員のスキル向上に努め、保護者等からの相談に応じる。	○	342	367		教育委員会総務課
生活保護費	生活保護法に基づき、生活に困窮するものに対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、被保護者の自立を助長する。		1,894,340	1,843,470		健康福祉総務課

	新規 再掲	事業名	事業概要	単県	令和5年度当初予算 (千円)	令和6年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
		生活困窮者自立相談支援事業	就労の支援その他の自立に関する問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、本人の希望により個別の支援プランを作成・提供し、継続的な支援を行う。		37,500	37,500		健康福祉総務課
		生活困窮者家計改善支援事業	生活困窮者に対し、自らの収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善に向けた意欲を高められるよう支援する。		3,386	2,645		健康福祉総務課
		被保護者家計改善支援事業	生活保護廃止が見込まれる世帯に対し、就労による自立(保護廃止)後に再度生活保護の受給に至らないようにするため、家計管理方法の提案や支援を行うとともに、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対し、進学に向けた費用についての相談、助言及び各種奨学金制度の案内等を行う。		2,530	2,618		健康福祉総務課
		かがわ外国人相談支援センター運営事業	在留外国人から多言語で、生活に関する相談をワンストップで受け付ける窓口を運営するもの。		8,679	11,053		国際課
		妊娠出産サポート事業	妊娠や出産、子育てに関する様々な悩みや不安について気軽に相談できる「妊娠出産サポート」を実施する。		4,350	4,350		子ども家庭課
	再掲	女性の健康相談 妊娠・不妊相談	県内の保健所にて、保健師等による思春期から更年期における女性特有の悩み、妊娠・産後のうつや不妊等女性の健康に関する個別相談を実施する。		222	277		子ども家庭課
		母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の親等の自立、就労を支援するため、プログラム策定員が個々の状況やニーズに応じた支援を行う。		340	340		子ども家庭課
	再掲	女性相談センター運営事業	女性相談支援センターの運営により、困難な問題を抱える女性からの相談に応じるとともに、自立に向けた支援を行う。		73,261	81,537		子ども家庭課
	再掲	母子生活支援施設・助産施設措置費負担金	中核市を除く市が、母子生活支援施設等に母子家庭の母等を保護した場合に、その実施に係る費用の4分の1を県が負担する。		2,196	2,551		子ども家庭課
	再掲	香川県勤労者福祉資金融資事業	県内の勤労者の生活の安定と福祉の向上を目的として、四国労働金庫との協調により、低利率で教育資金等各種生活資金の融資を行う。	○	210,000	210,000		労働政策課
		女性・高齢者等新規就業支援事業	「かがわ女性・高齢者等就職支援センター」を設置し、現在職に就いていない女性・高齢者等を掘り起こし、常設の専用窓口での就職相談や個別セミナーの開催、キャリアカウンセリング、職場実習の実施などによる新規就業支援を行う。		18,877	18,877		労働政策課
		地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点を設置し、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施する市町に対して補助を行う。		247,998	264,402		子ども政策課

新規 再掲	事業名	事業概要	単県	令和5年度当初予算 (千円)	令和6年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
<b>② 保育等の確保</b>							
	保育所施設型給付費	私立保育所及び認定こども園において保育を必要とする児童の保育を行う市町に対して児童福祉法に基づき負担金を負担する。		4,299,141	4,364,414		子ども政策課
	保育所緊急整備事業	私立保育所の施設整備費を補助する市町に対して補助する。		9,503	26,834		子ども政策課
	認定こども園整備事業	幼保連携型認定こども園の幼稚園、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分等の新設、修理、改造を実施する社会福祉法人等に対し施設整備費を補助する市町に対し、その経費の一部を補助する。		346		国事業廃止に伴い廃止	子ども政策課
	延長保育事業	就労形態の多様化など保護者のさまざまな事情に基づく保育ニーズに対応するため、私立保育所等において延長保育を実施する市町に対して補助する。		29,281	25,916		子ども政策課
	一時預かり事業	日常生活の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、保育所等において児童を一時的に預かる。		135,922	147,182		子ども政策課
	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うファミリー・サポート・センターを実施する市町に対して補助する。		15,416	16,105		子ども政策課
	病児・病後児保育事業（運営費）	病気回復期等にある保育所通所中の児童等を一時的に預かる施設の運営に対して補助する。		96,251	97,826		子ども政策課
	利用者支援事業	教育・保育・保健その他子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、保護者等からの相談に応じながら必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整を行う市町に対して補助する。		36,945	54,774		子ども政策課
	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。		542,472	710,749		子ども政策課
	放課後子ども環境整備等事業	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び病児保育施設の実施施設を整備する場合に補助する。		34,460	47,841		子ども政策課
	保育士人材バンク事業	専任コーディネーターを配置し、復職に向けた研修会の開催等を通して、保育士の就職を支援する「保育士人材バンク」を設置・運営する。		4,800	4,800		子ども政策課

	新規 再掲	事業名	事業概要	単県	令和5年度当初予算 (千円)	令和6年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
		潜在保育士等支援事業	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部や保育施設を離職した者等が復職する場合の就職準備金の貸付を行う。		3,358	3,534		子ども政策課
	再掲	保育学生修学支援事業	保育士人材の確保を積極的に推進することにより子育て支援の充実を図るため、保育士養成施設に在学する本県出身の保育学生のうち、家庭の経済的状況等から支援が必要な者に対し、無利子で修学資金の貸付を行う。		48,321	49,416		子ども政策課
		保育士等キャリアアップ研修事業	保育現場におけるリーダー的職員等に対する研修を実施し、保育士等の資質向上のための研修を行う。		5,300	5,300		子ども政策課
	再掲	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点を設置し、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施する市町に対して補助する。		247,998	264,402		子ども政策課
<b>③ 保護者の育児負担の軽減</b>								
		生活保護費（医療扶助）	生活保護法に基づき、生活保護受給者に対する医療扶助を実施する。		1,894,340	1,843,470		健康福祉総務課
	再掲	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業を実施している市町に対し、補助を行う。		12,100	12,346		子ども家庭課
	再掲	市町子育て支援事業	国の補助事業で、ショートステイ、トワイライトステイ事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、養育支援訪問事業を含んだもの。R6年度から、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成事業の3つが新設されている。		5,324	21,272	R6年度から、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成事業の3つが新設されている。	子ども家庭課
	再掲	延長保育事業	就労形態の多様化など保護者のさまざまな事情に基づく保育ニーズに対応するため、私立保育所等において延長保育を実施する市町に対して補助する。		29,281	25,916		子ども政策課
	再掲	一時預かり事業	日常生活の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、保育所等において児童を一時的に預かる。		135,922	147,182		子ども政策課
	再掲	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うファミリー・サポート・センターを実施する市町に対して補助を行う。		15,416	16,105		子ども政策課
	再掲	病児・病後児保育事業（運営費）	病気回復期等にある保育所通所中の児童等を一時的に預かる施設の運営に対して補助する。		96,251	97,826		子ども政策課

	新規 再掲	事業名	事業概要	単 県	令和5年度当初予算 (千円)	令和6年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
<b>(3) 子どもの生活支援</b>								
<b>① 生活困窮世帯等の子どもへの生活支援</b>								
		生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業(の一部)	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯等の中学生などに対し、学校の勉強の復習の機会を提供する。		11,965	11,965		健康福祉総務課
	再掲	ひとり親家庭学習支援員派遣事業	ひとり親家庭の児童等の学習を支援し、児童等から進学相談を受けるなど、学習支援のためのボランティアを家庭に派遣する。		4,000	10,000	対象を中学生まで拡大	子ども家庭課
<b>② 社会的養育が必要な子どもへの生活支援</b>								
	再掲	児童保護措置費	社会的養護の推進のため、児童養護施設等に対し運営費等を支給し、また、施設に入所している児童の生活のために生活費や学用品費、医療費等の支給を行う。		1,608,299	1,763,450		子ども家庭課
		児童保護措置費(処遇改善費)	児童福祉施設等に入所している児童等を対象として月額850円を交付し、入所児童の処遇の向上を図る。	○	2,661	2,573		子ども家庭課
		里親養育包括支援(フォスタリング)事業	里親の確保、研修里親養育支援及び養子縁組に関する相談支援等を包括的に実施する。		2,754	3,210		子ども家庭課
<b>③ 食育の推進に関する支援</b>								
	再掲	学校における給食・食育事業	学校給食において、栄養バランスのとれた食事を提供し、健康の増進、体位の向上を図るとともに、家庭や地域と連携しながら、子どもの発達段階に応じた食育を推進することにより、望ましい生活習慣を確立し、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、すこやかな体をはぐくむ。		-	-		保健体育課
		学校における給食支援事業	保育所、幼稚園などへの定期的な指導等において、食事の提供ガイドや保育指針、幼稚園教育要領などに基づいた指導を行い、給食を教材として活用した食育の推進を図る。		-	-		保健体育課
	再掲	保育所等の児童福祉施設への指導・監査	保育所等への指導・監査時に食育について指導する。		-	-		子ども政策課

	新規 再掲	事業名	事業概要	単 県	令和5年度当初予算 (千円)	令和6年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
<b>(4) 子どもの就労支援</b>								
<b>① 生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援</b>								
		生活保護費（生活扶助）	生活保護法に基づき、意欲的に就労活動に取り組む生活保護受給者に対する就労活動促進費などの生活扶助などの支給や就労に向けた課題を抱える生活保護受給者に対する就労に関する情報提供・助言を実施する。		1,894,340	1,843,470		健康福祉総務課
	再掲	生活困窮者自立相談支援事業	就労の支援その他の自立に関する問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、本人の希望により個別の支援プランを作成・提供し、継続的な支援を行う。		37,500	37,500		健康福祉総務課
<b>② 高校中退者等への就労支援</b>								
		高等技術学校運営管理事業	高等技術学校の施設内において各種職業訓練による就労支援を実施する。		62,851	67,440		労働政策課
		若者の自立のための就労応援事業	厚生労働省が設置する「地域若者サポートステーション」と連携し、若年無業者等に対し、各種セミナーやジョブトレーニング等により就労に向けた支援を行う。		13,176	13,129		労働政策課
<b>③ 児童福祉施設入所児童等への就労支援</b>								
		巣立ちサポート事業	児童福祉施設等入所児童が普通自動車免許を取得する際の費用を補助し、企業等へ就職しやすくさせ、自立を支援する。	○	2,436	4,060		子ども家庭課
<b>④ 子どもの社会的自立の確立のための支援</b>								
		子どもの就労支援	就職希望者が多い高等学校にジョブ・サポート・ティーチャーを配置して、企業訪問による求人開拓、生徒に対する就職相談等の就職支援にあたる。	○	856	856		高校教育課
	再掲	若者の自立のための就労応援事業	厚生労働省が設置する「地域若者サポートステーション」と連携し、若年無業者等に対し、各種セミナーやジョブトレーニング等により就労に向けた支援を行う。		13,176	13,129		労働政策課
<b>(5) 住宅に関する支援</b>								
		生活保護費（住宅扶助）	生活保護法に基づき、生活保護受給者に対する住宅扶助を実施する。		1,894,340	1,843,470		健康福祉総務課
		生活困窮者住居確保給付金交付事業	離職等又はやむを得ない休業等により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者で、所得等が一定水準以下のものに対し、有期で住居確保給付金を交付し、住宅及び就労の機会の確保に向けた支援を行う。		2,008	1,169		健康福祉総務課
	再掲	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭等の自立を支援するための資金を貸し付ける。		47,305	35,346		子ども家庭課



新規 再掲	事業名	事業概要	単県	令和5年度当初予算 (千円)	令和6年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
	県営住宅管理事業	ひとり親世帯、義務教育修了までの子どものいる世帯、多子世帯について、優先的な入居制度を設定。 義務教育修了までの子どものいる世帯について、入居時の収入要件の緩和。 家賃算定の基礎となる世帯収入の額について、ひとり親世帯にのみ適用される控除を行うことで、低廉な家賃を設定。		—	—		住宅課
	住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度	住宅確保要配慮者（子育て世帯、高齢者世帯、障害者世帯、低所得者世帯等）の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進するとともに、登録された住宅の周知を図り、住まいの確保について支援を行う。		—	—		住宅課
<b>(6) 児童養護施設退所者等に関する支援</b>							
<b>① 家庭への復帰支援</b>							
	児童相談所における相談支援	児童相談所において、施設や里親による代替養育を受けていた子どもの家庭復帰に当たり、保護者への助言・指導、子どもへの相談支援を行うとともに、家庭復帰後も必要に応じ地域の関係機関と連携しながら子どもと保護者への相談支援を行う。		—	—		子ども家庭課
<b>② 退所等後の相談支援</b>							
	社会的養護自立支援拠点事業	児童養護施設を退所した者や里親等への委託を終了した者が安定した自立生活を送れるよう、施設入所中からの支援、退所後の生活・就労相談、居場所提供等のアフターケアを委託により行う。		7,006	9,682		子ども家庭課
	社会的養育推進事業	里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も、原則22歳の年度末までの間、引き続き施設等に居住させ、必要な生活支援を行う。		11,795		別施策への移行により、令和6年度廃止	子ども家庭課
	児童保護措置費（身元保証人確保対策事業）	児童福祉施設等を退所した児童等が就職し、又はアパート等を賃借する際に、児童等が入所していた施設の施設長等がその保証人となった場合に、損害保険契約の保険料を補助する。		161	161		子ども家庭課
	未成年後見人支援事業	未成年後見人に係る報酬等の支援を行うことにより、未成年後見人の確保を図るとともに、対象児童の日常生活の支援等を行う。		5,359	5,311		子ども家庭課
<b>(7) 支援体制の強化</b>							
<b>① 児童家庭支援センターの相談機能の強化</b>							
	児童家庭支援センター運営等事業	児童家庭支援センターの運営等に係る費用を補助する。		13,238	13,193		子ども家庭課

新規 再掲	事業名	事業概要	単県	令和5年度当初予算 (千円)	令和6年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
<b>② 社会的養育の体制整備</b>							
	児童養護施設等整備事業	児童養護施設等における小規模かつ地域分散化の推進に係る費用の補助を行う。		38,421	0		子ども家庭課
	里親養育包括支援（フォスタリング）事業	里親の確保、研修里親養育支援及び養子縁組に関する相談支援等を包括的に実施する。		2,754	3,210		子ども家庭課
<b>③ 児童相談所・市町の体制強化</b>							
	専門性強化事業	児童相談所の専門性強化を図るため、非常勤嘱託弁護士や警察官OB、教員OB等専門職を配置するとともに、児童福祉司や市町要対協調整機関調整担当者等の専門性の向上を図るため研修等を実施する。		30,376	3,170		子ども家庭課
	児童虐待防止相談機能強化事業	児童や家庭への適切な対応を行うため、事例検討を行い問題解決を図るとともに、専門相談を実施するほか、関係者の資質向上を図るための研修等を実施する。		1,078	1,056		子ども家庭課
	保護者等指導・支援事業	児童福祉司等の相談支援技術の向上に係る段階的・体系的な人材育成計画を作成し、階層に応じた実践的な研修を実施するとともに、児童虐待の再発防止に向け、医師等の専門家と連携のもと、保護者指導・支援プログラム等を実施する。		1,784	1,784		子ども家庭課
<b>④ 相談職員の資質向上</b>							
	生活保護関係職員等研修・啓発事業	生活保護制度の適切な運用が図られるよう、県・市の担当職員の資質向上を図るための研修を行う。		1,002	982		健康福祉総務課
	民生委員・児童委員研修等事業	民生委員・児童委員が、生活困窮者を含め地域住民に対する相談援助を始めとした活動を行う上で必要不可欠な知識及び技術を習得させるため、「単位民児協会長研修会」、「主任児童委員研修会」、「ブロック別民生委員児童委員研修会」等を実施する。		1,372	1,372		健康福祉総務課
	思春期精神保健研修会	思春期の子どもに関わる専門職員や保護者等が子どものこころの特徴やストレスに対する対応方法を学び、支援の手がかりとなる研修会を開催する。		240	251		障害福祉課
	私学特色教育チャレンジ支援事業（教職員研修費補助）	教職員資質の向上を目的とした研修に教職員を派遣し、又は研修を開催する学校に対して補助する。	○	10,206	11,430		総務学事課
	地域子育て支援人材養成事業	放課後児童クラブで児童を支援する放課後児童支援員等、地域子ども・子育て支援事業を支える人材の養成を図る。		9,882	9,882	地域子育て支援拠点において、より専門的な知識、スキルを獲得できるように、現任者研修をR4年度から実施している。	子ども政策課

	新規 再掲	事業名	事業概要	単県	令和5年度当初予算 (千円)	令和6年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
		<b>⑤ 関係機関の連携</b>						
	再掲	生活困窮者自立相談支援事業	就労の支援その他の自立に関する問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、本人の希望により個別の支援プランを作成・提供し、継続的な支援を行う。		37,500	37,500		健康福祉総務課
		ヤングケアラー支援体制強化事業	ヤングケアラー支援体制強化のため、ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関職員の資質向上研修を実施するとともに、SNS等を活用したヤングケアラーが交流する場であるオンラインサロンの設置・運営をNPO法人等に委託して実施する。		3,422	3,422		子ども家庭課
		子どもの未来応援ネットワーク事業	貧困の状況にある子どもへの支援活動と、支援に関心のある個人や企業、団体等を結びつけるマッチングの推進と地域ネットワークの強化を図る。		5,424	5,301		子ども政策課
		「みんなで子どもを育てる県民運動」事業	青少年育成の関係団体や自治会、地区女性団体、学校などが地域で育てる県民運動を活性化させて、子どもたちがさまざまな人々との交流や生活体験、社会体験などができる多様な活動機会の提供を支援する。	○ (R5)	69		事業見直しに伴い廃止	子ども政策課
		地域ネットワーク強化推進事業	子ども・若者が抱える総合的な困難に対応するため、支援機関を構成員とする子ども・若者支援地域協議会の代表者会議及び実務者会議を開催するとともに、ガイドブック(改訂版)の作成により支援機関の一層の周知を行う。また、子ども・若者育成支援者の資質向上や県民への意識啓発図り、地域ネットワークの強化を推進する。	○	1,107	1,107		子ども政策課

新規 再掲	事業名	事業概要	単県	令和5年度当初予算 (千円)	令和6年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
----------	-----	------	----	-------------------	-------------------	-----------	-----

### Ⅲ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

(1) 職業生活の安定と向上のための支援							
① 所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現							
	多様な働き方推進事業	仕事と生活の調和を図ることができる職場づくりを推進するため、子育て行動計画策定企業認証マークの交付や推進企業の表彰など、積極的にワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の広報に努めるとともに、推進アドバイザーが企業を訪問し、仕事と子育て等を両立しやすい労働環境の整備に関する相談や助言を行う。		11,200	10,976		労働政策課
	労働相談事業	労働者と使用者との間のトラブルの迅速な解決に資するため、労働相談窓口を設け、専門の相談員が法律に基づく制度の説明を行うほか、個別の案件に応じて、香川県労働委員会や香川労働局の総合労働相談、労働基準監督署等を案内する。	○	39	39		労働政策課
(2) ひとり親に対する就労支援							
① ひとり親家庭の親への就労支援							
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の親等の自立、就労を支援するため、プログラム策定員が個々の状況やニーズに応じた支援を行う。		340	340		子ども家庭課
	ひとり親家庭等自立支援給付金事業	ひとり親家庭の母等が生活の安定につながる資格や技術の取得を支援し、自立の促進を図る。		19,728	18,457		子ども家庭課
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学するひとり親家庭の親に対し、就学を容易にし資格取得・自立の促進を図るため、入学・就職の準備金並びに住宅支援資金の貸付けを行う。		5,477	8,829		子ども家庭課
再掲	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭等の自立を支援するための資金を貸し付ける。		47,305	35,346		子ども家庭課
再掲	高等技術学校運営管理事業	高等技術学校の施設内において各種職業訓練による就労支援を実施する。		62,851	67,440		労働政策課
	再就職促進訓練事業	民間教育機関に委託して各種職業訓練による就労支援を実施する。		213,896	214,599		労働政策課

	新規 再掲	事業名	事業概要	単県	令和5年度当初予算 (千円)	令和6年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
<b>② ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立</b>								
	再掲	市町子育て支援事業	国の補助事業で、ショートステイ、トワイライトステイ事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、養育支援訪問事業を含んだもの。R6年度から、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成事業の3つが新設されている。		5,324	21,272	R6年度から、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成事業の3つが新設されている。	子ども家庭課
<b>③ ひとり親家庭の親の学び直しの支援</b>								
	再掲	生活保護費(生業扶助)	生活保護法に基づき、生活保護受給者に対して、高等学校等の入学料、入学考査料等の生業扶助を実施する。		1,894,340	1,843,470		健康福祉総務課
<b>(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援</b>								
<b>① 就労機会の確保</b>								
	再掲	生活保護費(生活扶助)	生活保護法に基づき、意欲的に就労活動に取り組む生活保護受給者に対する就労活動促進費などの生活扶助などの支給や就労に向けた課題を抱える生活保護受給者に対する就労に関する情報提供・助言を実施する。		1,894,340	1,843,470		健康福祉総務課
		被保護者就労準備支援事業	直ちに一般就労への移行が困難な被保護者に対し、就労に向けた準備段階の支援として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施する。		2,125	2,211		健康福祉総務課
		被保護者就労支援事業	就労意欲・能力は一定程度あるが、就労にあたってのサポートが必要な生活保護受給者に対し、福祉事務所に配置された就労支援員が就労支援を実施する。		9,456	8,221		健康福祉総務課
	再掲	生活困窮者自立相談支援事業	就労の支援その他の自立に関する問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、本人の希望により個別の支援プランを作成・提供し、継続的な支援を行う。		37,500	37,500		健康福祉総務課
		生活困窮者就労準備支援事業	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的にかつ一貫して支援する。		2,125	2,210		健康福祉総務課
	再掲	高等技術学校運営管理事業	高等技術学校の施設内において各種職業訓練による就労支援を実施する。		62,851	67,440		労働政策課
	再掲	再就職促進訓練事業	民間教育機関に委託して各種職業訓練による就労支援を実施する。		213,896	214,599		労働政策課

	新規 再掲	事業名	事業概要	単県	令和5年度当初予算 (千円)	令和6年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
	再掲	女性・高齢者等新規就業支援事業	「かがわ女性・高齢者等就職支援センター」を設置し、現在職に就いていない女性・高齢者等を掘り起こし、常設の専用窓口での就職相談や個別セミナーの開催、キャリアカウンセリング、職場実習の実施などによる新規就業支援を行う。		18,877	18,877		労働政策課
<b>② 親の学び直しの支援</b>								
	再掲	生活保護費（生業扶助）	生活保護法に基づき、生活保護受給者に対して、高等学校等の入学料、入学考査料等の生業扶助を実施する。		1,894,340	1,843,470		健康福祉総務課
	再掲	高等技術学校運営管理事業	高等技術学校の施設内において各種職業訓練による就労支援を実施する。		62,851	67,440		労働政策課
	再掲	再就職促進訓練事業	民間教育機関に委託して各種職業訓練による就労支援を実施する。		213,896	214,599		労働政策課

	新規 再掲	事業名	事業概要	単県	令和5年度当初予算 (千円)	令和6年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
--	----------	-----	------	----	-------------------	-------------------	-----------	-----

#### IV 経済的支援

① 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施								
		児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図ることにより、児童の福祉の増進に寄与するため、当該児童の父または母等に児童扶養手当を支給する。		570,664	542,362		子ども家庭課
		児童手当給付事業	市町が行う児童手当の給付に要する経費の一部を負担する。		2,053,143	2,039,784		子ども政策課
② ひとり親家庭の養育費の確保の推進								
	再掲	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭等の自立を支援するための資金を貸し付ける。		47,305	35,346		子ども家庭課
③ 教育費負担の軽減								
	再掲	要保護児童生徒援助費補助金	市町が経済的理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し必要な援助を与えた場合、国がその一部を補助する。		—	—		義務教育課
	再掲	集団宿泊学習事業 要保護・準要保護生徒経費	集団宿泊学習事業に参加した要保護・準要保護生徒の食事代、施設使用料等を助成する。	○	4,774	5,256		義務教育課
	再掲	高等学校等就学支援金交付事業	公立高校生に対して、授業料に充てるため高等学校等就学支援金を支給し、保護者の負担軽減を図る。		1,742,029	1,699,481		高校教育課
	再掲	奨学のための給付金事業	全ての意志ある高校生が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、非課税世帯などに対して奨学のための給付金を支給する。		205,532	196,249		高校教育課
	再掲	高等学校等奨学金	経済的な理由で修学が困難な高校生等に対し奨学金の貸付を行い、有為な人材の育成を図る。	○	269,971	254,530		高校教育課
	再掲	県立高等学校授業料の減免制度	学資の支弁が著しく困難であると認められる生徒に対して、授業料の全額を免除する。	○	—	—		高校教育課

	新規 再掲	事業名	事業概要	単県	令和5年度当初予算 (千円)	令和6年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
	再掲	定時制通信制在学修学資金貸付事業	高等学校の定時制課程通信制課程に在学する勤労青少年に対し、修学資金を貸し付ける。	○	2,352	2,016		高校教育課
	再掲	定時制通信制教科書等給与事業	高等学校の定時制課程通信制課程に在学する勤労青少年に対し、教科書学習書を給与する。	○	1,000	980		高校教育課
	再掲	特別支援教育就学奨励費	特別支援学校に就学する幼児、児童又は生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費の一部を負担(補助)する。		162,828	167,211		特別支援教育課
	再掲	生活保護費(教育扶助)	生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、義務教育に係る教材代、学校給食費などの教育扶助を実施する。		1,894,340	1,843,470		健康福祉総務課
	再掲	生活保護費(生業扶助)	生活保護法に基づき、生活保護受給者に対して、高等学校等の入学料、入学考査料等の生業扶助を実施する。		1,894,340	1,843,470		健康福祉総務課
	再掲	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭等の自立を支援するための資金を貸し付ける。		47,305	35,346		子ども家庭課
	再掲	香川県勤労者福祉資金融資事業	県内の勤労者の生活の安定と福祉の向上を目的として、四国労働金庫との協調により、低利率で教育資金等各種生活資金の融資を行う。	○	210,000	210,000		労働政策課
	再掲	私立高等学校専攻科授業料軽減補助	県内の私立高校に在籍する生徒で、家計が急変した者、交通遺児となった者、専攻科に在籍する者の保護者の負担軽減を図るため、対象者の授業料を減免した学校法人に対して補助する。		22,680	26,820		総務学事課
	再掲	私立高等学校入学金軽減補助事業	県内の私立高校に在籍する生徒の保護者の負担軽減を図るため、対象者の入学金を減免した学校法人に対して補助する。	○	51,550	49,705		総務学事課
	再掲	高等学校等就学支援金交付事業	私立高校生等に対して、授業料の一定額を高等学校等就学支援金及び学び直し支援金等として助成することにより、教育費負担の軽減を図る。		1,982,401	1,942,637		総務学事課
	再掲	特定私立高等学校生就学補助事業	高等学校等就学支援金が支給されない私立高等学校生に対して就学支援金相当額を補助する。	○	4,116	3,466		総務学事課



	新規 再掲	事業名	事業概要	単県	令和5年度当初予算 (千円)	令和6年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
	再掲	私立中学校家計急変世帯支援事業	県内の私立中学校に在籍する生徒の保護者のうち、当該学校に入学後、保護者の失職・倒産・離婚等により家計急変した世帯について、授業料負担の軽減を行いつつ、その後も継続的に低所得である世帯の生徒についても授業料負担の軽減を図る。		15,120	7,728		総務学事課
	再掲	奨学のための給付金事業	全ての意志ある高校生が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、非課税世帯などに対して奨学のための給付金を支給する。		140,700	131,352	一部世帯の給付額の増額	総務学事課
	再掲	私立幼稚園保育料無償化事業	子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の幼児教育に係る保護者負担の軽減を図るため、保育料の無償化を図る。		125,085	121,671		総務学事課
<b>④ 子育て世帯への経済的負担の軽減</b>								
	再掲	生活保護費	生活保護法に基づき、生活に困窮するものに対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、被保護者の自立を助長する。		1,894,340	1,843,470		健康福祉総務課
	再掲	生活福祉資金貸付事業	実施主体の香川県社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度の運用を支援するとともに、その制度の周知を図る。		9,966	9,726		健康福祉総務課
	再掲	保育所施設型給付費	3歳から5歳までの子どもや0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、保育所、幼稚園、認定こども園などの費用を無償とする。		4,299,141	4,364,414		子ども政策課
	再掲	第3子以降保育料等免除事業	多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減するため保育所等入所児童のうち、第3子以降の就学前児に対する保育料等を減免する。	○	164,645	165,969		子ども政策課
	再掲	病児・病後児保育利用料無料化事業	子育てに伴う経済的負担を軽減するため、病児・病後児保育施設を3歳未満の第2子及び小学校就学前の第3子以降の児童が利用した場合に、その利用料を無料化する市町に補助する。	○	17,756	15,655		子ども政策課
	再掲	実費徴収に係る補足給付を行う事業	低所得で生計が困難である者の子どもが、保育等の提供を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を補助する。		696	444		子ども政策課
	再掲	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭等の自立を支援するための資金を貸し付ける。		47,305	35,346		子ども家庭課
	再掲	私立幼稚園保育料無償化事業	子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の幼児教育に係る保護者負担の軽減を図るため、保育料の無償化を図る。		125,085	121,671		総務学事課
	再掲	実費徴収に係る補足給付事業	子ども・子育て支援新制度に以降していない私立幼稚園を利用する低所得世帯又は第3子以降の園児が負担する副食費の一部を補助する。		4,662	4,342		総務学事課

	新規 再掲	事業名	事業概要	単県	令和5年度当初予算 (千円)	令和6年度当初予算 (千円)	備考(拡充内容等)	担当課
	再掲	出産・子育て応援交付金事業	市町が行う伴走型の相談支援と産後ケアや一時預かりサービスなど各種支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体的に実施する事業に補助するとともに、事業を広域的・電子的に実施するプラットフォームの運用を行う。		134,712	116,200	事業を広域的・電子的に実施するプラットフォームの運用を開始	子ども家庭課
		第3子以降学校給食費無償化事業	多子世帯における子育ての経済的負担軽減を図るため、令和6年1月から、市町等が実施する第3子以降の学校給食費の無償化の取組みに対し、補助等を行う。	○		311,710	令和5年度9月補正	保健体育課
<b>⑤ 医療費の助成等</b>								
	再掲	生活保護費（医療扶助）	生活保護法に基づき、生活保護受給者に対する医療扶助を実施する。		1,894,340	1,843,470	予算額は総額	健康福祉総務課
		子ども医療費助成事業	小学校3年生までの乳幼児の医療費の負担軽減を図るため、市町が実施する子ども医療費助成事業に補助を行う。	○	1,007,444	1,301,094		子ども家庭課
		未熟児養育医療給付事業	養育のために入院を必要とする未熟児に対し、市町が実施する未熟児養育医療給付事業の補助を行う。		15,076	15,076		子ども家庭課
		小児慢性特定疾病医療支援事業	小児慢性特定疾病に罹患している児童等の保護者に対し、医療費の負担軽減のため、医療費の自己負担分の一部を助成する。		106,451	104,554		子ども家庭課
		ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等について医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の健康の保持・増進及びその生活の安定に寄与する。	○	451,924	442,147		子ども家庭課